

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月5日

【発行者の名称】 スロベニア共和国
(Republic of Slovenia)

【代表者の役職氏名】 財務省財務局局長 マリヤン・ディビヤック
(Marjan Divjak, Director General, Treasury Directorate, Ministry of Finance)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 山下 淳
弁護士 森脇 達希
弁護士 榎本 涼

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 (03)6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 山下 淳
弁護士 森脇 達希
弁護士 榎本 涼

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 (03)6889-7000

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 債券

【発行登録書の内容】

提出日	2025年8月13日
効力発生日	2025年8月21日
有効期限	2027年8月20日
発行登録番号	7 - 外債 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 1,500億円
発行可能額	1,500億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2025年11月5日（提出日）である。

【提出理由】 2025年8月13日提出の発行登録書に一定の記載事項を追加し、同発行登録書の記載事項の一部を訂正し、同発行登録書に記載の参照書類と同種の書類が新たに提出されたため参照情報を更新し、また、添付書類を追加するため、本訂正発行登録書を提出するものである。
(訂正内容については、本文を参照のこと。)

【縦覧に供する場所】

該当なし

(注)

別段の記載のない限り、本書において、「ユーロ」は欧州経済通貨同盟の第3段階開始時に導入された(その後の修正を含む。)通貨を、「円」及び「日本円」は日本国の通貨を指す。2025年11月4日現在における株式会社三菱UFJ銀行発表の対顧客直物電信売買相場のユーロの日本円に対する仲値は、1ユーロ = 177.61円であった。

【訂正内容】

第一部【証券情報】

以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に挿入される。

<第3回スロベニア共和国円貨債券（2025）（ソーシャルボンド）に関する情報>

第1【募集債券に関する基本事項】

以下に記載するもの以外については、債券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載する。

注1：本書において「本債権者」とは、本債券の保有者を意味する。

注2：本書には、将来予想に関する記述が含まれている。特にスロベニアの経済、財政状態、政治、債務、見通し等に関して、この文書に含まれる過去の事実に関する記述以外の記述は全て、将来予想に関する記述に該当する可能性がある。さらに、将来予想に関する記述は、一般に、「可能性がある」、「予定である」、「期待する」、「計画する」、「意図する」、「推定する」、「予想する」、「考える」、「継続する」、「あり得る」、「はずである」、「であろう」といった将来予想に関する用語の使用によって識別することができる。発行者は、将来予想に関する記述に反映されている予想は本書の日付現在において妥当であると考えているが、かかる予想が正しいと証明される保証はない。発行者は、本書に含まれる将来予想に関する記述、又は発行者が行う他の将来予想に関する記述を更新する義務を負わない。

1【発行主体】

本債券（以下に定義する。）の発行は、財政法（*Zakon o javnih financah (ZJF)*）第84条第1項並びに2025年及び2026年のスロベニア共和国の予算の実施を規定する法律（*Zakon o izvrševanju prora unovRepublike Slovenije za leti 2025 in 2026 (ZIPRS2526)*）（以下「予算執行法」という。）第49条第1項及び第3項に従って適式に授權されている。

スロベニア共和国（以下「発行者」又は「共和国」という。）には、本債券の発行に関する特別の会計は存在しない。

本債券に法定の限度額は存在しない。

適用ある予算執行法に従い、2025年の中央政府予算執行のために承認された資金調達の総額は4,578,412,375.00ユーロである。本書の提出日現在、スロベニア共和国は2,763,452,489.09ユーロの資金を確保しており、2025年の共和国予算執行のために最大1,814,959,885.91ユーロの借入が可能である。

さらに、財政法第81条に基づき、2025年予算の資金調達に加えて、今後2年間の中央政府予算の一部に対する資金調達も認められている。かかる目的のための最大資金規模は、2025年の各資金調達日の中央政府予算債務記録に記載された、2026年及び2027年の債務元本返済額の合計である。本書の提出日現在、2026年及び2027年の債務元本返済額は6,457,111,456.79ユーロである。

2【募集要項】

債券の名称	第3回スロベニア共和国円貨債券（2025）（ソーシャルボンド） （以下「本債券」又は「本ソーシャルボンド」という。）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	券面総額	（未定）
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円

発行価額の総額	(未定)	利率	年(未定)%
償還期限	2028年11月14日	申込期間	2025年11月7日
申込証拠金	なし	払込期日	2025年11月14日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店及び各支店		

(注) 本債券には、その全部について日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本債券の譲渡及び本債券に関するその他の事項については、振替法及び振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他規則等(以下「業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

引受けの契約の内容

本債券の発行及び募集に関する元引受契約を締結する金融商品取引業者(以下「共同主幹事会社」と総称する。)は、以下のとおりである。

会社名	住所	引受金額(百万円)
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けするので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
合計		(未定)

元引受けの条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で2025年11月7日に調印される予定の元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本債券の幹事、引受け及び販売に係る手数料の合計は、本債券の総額の0.125%に相当する金額である。

債券の管理会社

本債券に関して、債券の管理会社は設置されない。

発行者は、本債券に関する一定の管理業務を日本における本債券の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」と総称する。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれら全ての資格で行為する代理人を意味する。)に委託するものとする。財務代理人の義務及び職務は、本債券の要項(以下「債券の要項」という。)、発行者及び財務代理人の間で2025年11月7日に調印される予定の財務および発行・支払代理契約証書(以下「財務代理契約」という。)及び業務規程等によって定められる。かかる職務の一部は、下記「7 債券の管理会社の職務 - 財務代理人の職務」に記載されている。

財務代理人は、以下のとおりである。

財務代理人の名称	住所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

共和国は、随時、財務代理人を変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に任命されるまで在職するものとする（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、業務規程等に基づき発行代理人及び支払代理人として行為する資格を有する者でなければならない。）。かかる変更の場合、共和国は、下記「11 公告の方法」に従い、事前にその旨を本債権者に対し公告する。

振替機関が共和国に対して財務代理人の発行代理人又は支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をした場合、共和国は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を任命し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、業務規程等に基づき発行代理人及び支払代理人として行為する資格を有する者でなければならない。）、共和国は、下記「11 公告の方法」に従い、その旨を本債権者に対し公告する。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、あたかも債券の要項及び財務代理契約において当初から財務代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と交代し、債券の要項、財務代理契約及び業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

振替機関

本債券の振替機関は以下のとおりである。

振替機関の名称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)	東京都中央区日本橋兜町7番1号

本「第1 募集債券に関する基本事項」において振替機関という場合、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含む。

財務上の特約

担保提供制限条項については、下記「6 担保又は保証に関する事項(2)」を参照のこと。

債務不履行による期限の利益喪失については、下記「12 その他(3)」を参照のこと。

その他

(a) 信用格付業者による信用格付

本債券について、共和国は、格付の付与を金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「登録格付業者」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）に依頼しており、本債券の発行条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

本書の日付現在、共和国は、JCRからAA-の外貨建長期発行体格付を付与されている。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (<https://www.jcr.co.jp/release/>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

(b) 無登録信用格付業者による信用格付

本債券について、共和国は、格付の付与を、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）及びフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）（これらは全て信用格付業者として登録されていない。これら3格付業者を、以下「無登録格付業者」という。）に依頼しており、本債券の発行条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

なお、共和国は、S&Pから2025年6月6日にAAの長期ソブリン信用格付（外貨建）を、ムーディーズから2024年10月11日にA3の長期発行体格付（外貨建）を、また、フィッチから2025年10月3日にA+の長期外貨建発行体デフォルト格付をそれぞれ取得しており、本書の日付現在、かかる格付に変更はない。

（注）無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P、ムーディーズ及びフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）を有しており、S&P、ムーディーズ及びフィッチは、上記信用格付業者それぞれの特定期限関係人（同内閣府令第116条の3第2項に定義される。）である。S&P、ムーディーズ及びフィッチそれぞれの信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されている（ ）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」

(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>) に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、（ ）ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ (<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>) の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」及び（ ）フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ

(<https://www.fitchratings.com/ja/region/japan>) の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

3【利息支払の方法】

本債券は元金残高に対して上記「2 募集要項 - 利率」記載の年率による利息を付す。

本債券の利息は、2025年11月15日（当日を含む。）からこれを付し、毎年5月14日及び11月14日の年2回、各々その日（当日を含む。）までの6か月分を支払う。

本「3 利息支払の方法」において定められた各利払いの日を、以下「利払日」という。

6か月以外の期間の利息については、1年を365日とする日割計算によりかかる期間中の実日数について支払われる。

本債権者のそれぞれに支払われる利息の総額は、業務規程等に従って計算されるものとする。

本債券の利息は、償還期日（当日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、共和国が償還期日に債券の要項に従ったいずれかの本債券の償還を怠った場合は、その時点で未償還の本債券の元金額に対して、償還期日（当日を含まない。）から当該未償還の本債券の元金額の償還が実際に行われた日（当日を含む。）までの期間の実日数（1年を365日とする日割計算による。）につき、上記「2 募集要項 - 利率」に定める利率による経過利息が日本円で支払われるものとする。ただし、かかる期間は、業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、自己が受領した本債券の全額償還のために必要な資金を、本債券の振替を行うために振替機関に口座を開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えないものとする。ただし、業務規程等のもとでかかる支払期日後の配分ができない場合、かかる期間は、下記「5 元利金支払場所」第2段落に従い財務代理人が最終の公告を行った日から14日を超えないものとする。

4【償還の方法】

（1）満期償還

本債券は、それまでに償還され又は下記「（2）買入消却」に従って買入消却されない限り、2028年11月14日に、本債券の金額に等しい金額により償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、共和国は、本債券の元金及び利息の全部又は一部について、支払期日前に償還又は支払を行うことはできない。

（2）買入消却

共和国及びその政府機関（以下に定義される。）は、公開市場その他において本債券を随時任意の価格で買入れることができ、また、適用ある法律及び業務規程等に別段の定めがある場合を除き、自己の選択により、買入れた本債券を消却又は保有し、また転売することができる。

本「4 償還の方法（2）」について、以下の用語は下記の意味を有するものとする。

「政府機関」とは、共和国又は共和国政府の下部行政組織、地方政府、省庁、部局、又は公法人（かかる公法人が自治権を有するかどうかは問わない。）を意味する。

5【元利金支払場所】

本債券の元利金は、振替法及び業務規程等に従い、支払代理人により本債権者に対して、（ ）当該本債権者が機構加入者の場合には、直接、（ ）その他の場合には、当該本債権者が本債券を記録させるために口座を開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を介して、日本円で支払われる。上記にかかわらず、支払代理人が共和国から受領した本債券の元利金の支払に必要な金額を関連する機構加入者に配分した時点で、共和国は、債券の要項に基づく支払義務から免除される。

支払代理人が、支払期日が到来している本債券の元利金の全額を、かかる支払期日より後に共和国から受領した場合、財務代理人は、本債権者に対し、その旨並びに支払方法及び支払日について実務上可及的速やかに、ただし、支払代理人がかかる金額を受領した後14日以内に公告する。支払代理人がかかる金額を受領した時点で、かかる支払方法若しくは支払日（又はその両方）を確定することができない場合、財務代理人は、本債権者に対し、支払代理人がかかる金額を受領した旨並びにその時点で確定している限度でかかる金額の支払方法及び（又は）支払日を公告し、後日、かかる金額の支払方法及び（又は）支払日が確定した場合には、実

務上可及的速やかに、本債権者に対し、かかる支払方法及び（又は）支払日を公告する。かかる公告に関して生じた一切の費用は、共和国が負担するものとする。

本債券の元利金の支払期日が営業日（以下に定義する。）ではない場合、本債権者は、翌営業日まで支払期日の到来したかかる金額の支払を受領する権利を有しないものとし、また、かかる支払いの繰延べについての追加の利息の支払その他の支払を受領する権利を有しない。

本「第1 募集債券に関する基本事項」においては、「営業日」とは、日本国東京都において商業銀行が一般業務（外国為替取引及び外貨預金を含む。）を行うために営業している日をいう。

6【担保又は保証に関する事項】

（1）本債券の地位

本債券は共和国の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務を構成しており、今後も構成するものであり、本債券相互の間において常に優先劣後することなく同順位である。共和国は本債券の元利金の支払を適時に適切に行うこと及び本債券に基づく共和国の義務を適時に適切に履行することをその最大限の信頼と信用に基づき約束する。本債券に基づく共和国の支払義務は、共和国の現在及び将来のその他の無担保かつ非劣後の債務と少なくとも常に同順位である。

（2）担保提供制限

本債券のいずれかが未償還（下記「8 債権者集会に関する事項」に定義する。）である限り、共和国はその関連対外債務（以下に定義する。）又はその保証を担保するために、共和国の現在又は将来の資産又は収入の全部又は一部に対して、許容担保権（以下に定義する。）を除き、いかなる抵当権、留置権、質権、先取特権又はその他の担保権（上記のいずれかを「担保権」という。）も付与しない又は設定を許可しないものとする（共和国がそのような許可を認めない権限を有する場合に限る。）。ただし、共和国が、（a）当該担保権の付与若しくは設定の許可と同時に若しくはそれより前に、本債券に関して支払われる全ての金額に対して同等かつ比例的に担保が提供されるようにする場合、又は（b）本債権者の必要な過半数の決議若しくは書面による本債権者の決議により承認されるその他の担保若しくはその他の措置を提供する場合はこの限りではなく、いずれの場合も下記「8 債権者集会に関する事項」に従うものとする。

本「6 担保又は保証に関する事項（2）」に従い共和国が本債権者に担保権を提供する場合、共和国は、適用ある法令に従い、本債権者の利益のために、かかる担保権の提供のために必要な一切の手續（かかる担保権の適法かつ有効な設定及び対抗要件の具備を含むが、これらに限定されない。）をとり、又はとらしめるものとする。かかる手續（かかる担保権の適法かつ有効な設定及び対抗要件の具備が含まれるが、これらに限定されない。）が完了した場合、共和国は、本「11 公告の方法」に従い本債権者に対し、かかる担保権が本「6 担保又は保証に関する事項（2）」及び適用ある法令に従い、本債権者の利益のために、適法かつ有効に設定され、かつ対抗要件を具備している旨を公告する。本「6 担保又は保証に関する事項（2）」に定める手續並びにかかる担保権の維持及び実行に要する合理的な範囲の費用（上記公告に関し生じる費用を含む。）は、共和国が負担するものとする。

この目的上、「関連対外債務」とは、現在又は将来の債務のうち（a）債券、ノート、債務証券、貸借対象株式又はその他の有価証券の形式によるもの、又はそれらにより表章されるもので、証券取引所、店頭（OTC）その他の証券市場において値付けされ、上場され又は通常取引されている又は取引することが可能なもの、かつ（b）スロベニア共和国以外の法域の法律に準拠することが表明されているものを意味する。

「許容担保権」とは、法律の適用により発生する担保権で、当該担保権が適用される資産に対して差押えその他の強制執行がされていないものを意味する。

7【債券の管理会社の職務】

本債券に関して、債券の管理会社は設置されない。

財務代理人の職務

財務代理人は、債券の要項、財務代理契約及び業務規程等に定める義務を履行し職務を行うものとする。財務代理人は、共和国の代理人としてのみその職務を行うものとし、また、本債権者に対していかなる義務も負担せず、また、本債権者との間で代理若しくは信託関係を有するものではない。債券の要項が添付される財務代理契約の写しは、本債券の全額が償還された日から1年が経過するまで財務代理人の本店に備えられ、本債権者はこれを通常の営業時間に閲覧又は謄写することができる。謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

8【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する事項は、債券の要項に規定されている。かかる規定の内容は、以下のとおりである。

(1) 一般定義

本「8 債権者集会に関する事項」において、以下の用語は以下に定義される意味を有する。

- (a) 「債務証券」とは、本債券及び共和国により発行される本債券以外の1つ若しくは複数のシリーズに係る短期債券(bill)、長期債券(bond)、債務証券(debenture)、中期債券(note)、又はその他の負債証券(debt securities)で、当初規定された満期までの期間が1年超のもの(過去に負債証券の一部を構成していた債務(満期までの期間の如何を問わない。)を含む。)をいう。
- (b) 「ゼロクーポン債務」とは、利息の発生について明示的には規定されていない債務証券をいい、利息の発生について明示的に規定されていた債務証券を構成していた要素のうち、当該構成要素自体に関しては利息の発生について明示的には規定されていないものを含む。
- (c) 「指数連動債務」とは、公表されている指数の変化に連動して追加の支払が行われる債務証券(ただし、指数連動債務の一部を構成するものであったとしても、当該指数連動債務に随伴しなくなったものは含まれない。)をいう。
- (d) 「シリーズ」とは、ある債務証券とその後発行される債務証券について、()発行日又は最初の支払日以外の全ての諸条件が同一であり、かつ、()これらが統合され、単一のシリーズを構成すると明示的に定められている場合に、かかる複数の債務証券を総称していう。なお、本債券及び本債券に係る追加発行は同一のシリーズを構成する。
- (e) 「未償還」とは、本債券については、「未償還の本債券」の項目との関係において未償還であることをいい、本債券以外のシリーズに係る債務証券については、「未償還の債務証券」の項目との関係において未償還であることをいう。
- (f) 「変更」とは、本債券に関しては、債券の要項又は本債券の発行若しくは管理に係る契約について変更、修正、補遺又は免除を行うことをいい、本債券以外のシリーズに係る債務証券についても同様の行為(本債券又は本債券の発行若しくは管理に係る契約を、本債券以外の債務証券又は本債券以外の債務証券の発行若しくは管理に係る契約に読み替える。)をいう。
- (g) 「複数シリーズ同時変更」とは、()本債券又は本債券の発行若しくは管理に係る契約及び()本債券以外の1つ若しくは複数のシリーズに係る債務証券又はかかる債務証券の発行若しくは管理にかかる契約についての変更を合わせて行うことをいう。
- (h) 「重要事項」とは、本債券に関して、債券の要項又は本債券の発行若しくは管理にかかる契約の変更のうち以下のいずれかをいう。
 - ()本債券にかかる支払期限の変更
 - ()本債券にかかる支払金額(期限を徒過した支払を含む。)の減額
 - ()本債券にかかる支払金額の計算方法の変更

- ()本債券にかかる支払通貨又は支払場所の変更
- ()共和国の本債券にかかる支払義務について条件を付すこと又はその他の変更を行うこと
- ()満期前に本債券の期限の利益の喪失を宣言させる可能性のある事由(支払に関連するもの)の変更
- ()本債券の地位又は優先順位の変更
- ()本債券にかかる準拠法の変更
- ()共和国の服する裁判管轄権を有する裁判所の変更、又は、本債券に基づき若しくは関連して発生する法的手続についての共和国に放棄される免責特権の変更
- ()本債券に関する変更を可決するために必要とされる未償還の本債券の元金額(複数シリーズ同時変更の場合は、本債券に係る変更案を承認するために必要な本債券以外のシリーズに係る未償還の債務証券の元金額)の変更、定足数を満たすために必要とされる未償還の本債券の元金額の変更、又は、これらの目的のために本債券が未償還であるか否かを判断するルールの変更
- ()重要事項の定義の変更

なお、上記規定は、本債券以外のシリーズに係る債務証券においても同様とする。この場合、本債券又は本債券の発行若しくは管理に係る契約を、本債券以外の債務証券又は本債券以外の債務証券の発行若しくは管理に係る契約に読み替えるものとする。

- (i) 「保有者」とは、本債券との関係では本債権者をいい、その他の債務証券については、当該債務証券の準拠法上、共和国が当該債務証券の法律上の保有者として扱うことが認められている者をいう。
- (j) 「基準日」とは、変更案について、本債券の保有者(複数シリーズ同時変更の場合は、当該変更案について投票又は書面決議を行う権利を有する本債券以外の各シリーズに係る債務証券の保有者)を確定するために共和国により決定された日をいう。

(2) 本債券の変更

重要事項の変更：債券の要項並びに本債券の発行又は管理に係る契約の変更は、重要事項に関連する場合、共和国の同意を取得した上で、以下のいずれかの要件を満たすことにより行うことができる。

- (a) 適法に招集された本債権者集会において、出席した本債権者の保有する未償還の本債券の元金総額の75%以上の賛成投票
- (b) 未償還の本債券の元金総額の66 2/3%以上を保有する本債権者(その代理人を含む。)による書面決議

複数シリーズ同時変更：複数シリーズ同時変更の場合、債券の要項及び本債券以外のシリーズに係る債務証券の条項及び条件並びに本債券及びかかる債務証券の発行又は管理に係る契約の変更は、重要事項に関連する場合、共和国の同意を取得した上で、以下の(a)及び(b)の要件を満たすことにより行うことができる。

- (a) 下記()又は()のいずれかを満たすこと。
 - () 変更案により影響を受ける全てのシリーズの債務証券について行われる各シリーズ毎に適法に招集された債権者集会において、出席した債権者の保有する未償還の債務証券の元金総額(関連する全てのシリーズについての総額を意味する。)の75%以上の賛成投票
 - () 変更案により影響を受ける全てのシリーズの未償還の債務証券の元金総額(関連する全てのシリーズについての総額を意味する。)の66 2/3%以上を保有する債権者(その代理人を含む。)による書面決議
- (b) 下記()又は()のいずれかを満たすこと。

- () 変更案により影響を受ける各シリーズの債務証券について行われる各シリーズ毎に適法に招集された債権者集会のいずれにおいても、出席した債権者の保有する未償還の債務証券の元金総額（各シリーズ毎の総額を意味する。）の66 2/3%超の賛成投票
- () 変更案により影響を受ける各シリーズの債務証券について、未償還の債務証券の元金総額（各シリーズ毎の総額を意味する。）の50%超を保有する債権者（その代理人を含む。）による書面決議

本債券の変更案及び影響を受けるその他のシリーズの債務証券についての変更案については、本債券及びその他の債務証券のそれぞれのシリーズについて、個別の債権者集会が招集及び開催され、また、書面決議が行われるものとする。

複数シリーズ同時変更案：複数シリーズ同時変更案には、影響を受ける各シリーズの債務証券の条項及び条件又はかかる債務証券の発行若しくは管理に係る契約の変更についての1つ又は複数の変更案を含めることができる。ただし、かかる変更案は、影響を受ける全てのシリーズの債務証券の保有者に対して提案され、かつ、かかる保有者に対して受け入れられる可能性があるものでなければならない。

部分的複数シリーズ同時変更：重要事項に関連する複数シリーズ同時変更案が「複数シリーズ同時変更」の項目に従い承認されなかった場合であっても、当該変更案が本債券及び当該変更案により影響を受ける1つ又は複数のシリーズ（ただし、かかる影響を受ける全てのシリーズではない。）の債務証券のみに関連していたと仮定すれば同項に従い承認されていたであろう場合には、かかる複数シリーズ同時変更は、「複数シリーズ同時変更」の項目にかかわらず、本債券及び当該変更案が承認されていたであろう当該特定のシリーズの債務証券について、承認されたものとみなす。ただし、かかるみなし承認は、以下の(a)及び(b)が満たされることを条件とする。

- (a) 共和国が、当該複数シリーズ同時変更案に係る基準日より前に、本債券及びその他の影響を受ける債務証券の保有者に対し、当該複数シリーズ同時変更案が上記の方法により本債券及び影響を受けるいくつかの特定シリーズ（ただし、影響を受ける全てのシリーズではない。）の債務証券との関係で承認されたものとみなされるための条件について公告を行うこと。
- (b) 当該複数シリーズ同時変更案について、かかる条件が満たされること。

非重要事項の変更：債券の要項及び本債券の発行又は管理に係る契約の変更は、重要事項のいずれにも関連しない場合、共和国の同意を取得した上で、以下のいずれかの要件を満たすことにより行うことができる。

- (a) 適法に招集された本債権者集会において、出席した本債権者の保有する未償還の本債券の元金総額の50%超の賛成投票
- (b) 未償還の本債券の元金総額の50%超を保有する本債権者（その代理人を含む。）による書面決議

複数通貨、指数連動債務及びゼロクーポン債務：変更案が、本債券及び本債券以外の1つ又は複数のシリーズに係る債務証券の必要な元金額により承認されたかどうかを判断する場合には、以下の通りとする。

- (a) 当該変更が複数の通貨建ての債務証券に関連する場合、変更により影響を受ける各債務証券の元金額は、当該元金額を、欧州中央銀行が発表する基準日のユーロ外国為替基準レートに基づき、当該変更案に係る基準日においてユーロに換算して得られる金額とする。
- (b) 当該変更が指数連動債務に関連する場合、当該指数連動債務の元金額は、調整後の名目元本額とする。
- (c) 当該変更が過去に指数連動債務の構成要素ではなかったゼロクーポン債務に関連する場合、当該ゼロクーポン債務の元金額は、その名目元本額又は（満期が到来していない場合）当該名目元本額の現在価値とする。
- (d) 当該変更が過去に指数連動債務の構成要素であったゼロクーポン債務に関連する場合、当該ゼロクーポン債務の元金額は、以下の()及び()の通りとする。

- (i) 当該ゼロクーポン債務が、指数連動債務のうち指数に連動しない元金又は利息の受領権を構成していた場合、当該受領権にかかる名目元本額若しくは名目利息額、又は（かかる指数に連動しない支払について満期が到来していない場合）当該名目元本額の現在価値若しくは当該名目利息額の現在価値。
- () 当該ゼロクーポン債務が、指数連動債務のうち指数に連動する元金又は利息の受領権を構成していた場合、当該受領権にかかる調整後の名目元本額若しくは調整後の名目利息額、又は（かかる指数に連動する支払について満期が到来していない場合）調整後の当該名目元本額の現在価値若しくは調整後の当該名目利息額の現在価値。
- (e) 本「8 債権者集会に関する事項 (2)」においては、以下を適用する。
 - () 指数連動債務及びその構成要素についての調整後の名目元本額は、変更にかかる基準日が満期日であると仮定して、共和国により又は共和国に代わり公表される当該基準日における関連指数の数値（かかる公表値が存在しない場合には、当該指数連動債務の条項及び条件に基づいて決定される基準日における関連指数の補間値）に基づいて計算された当該指数連動債務又はその構成要素についての満期日において支払われるべき金額とする。ただし、当該指数連動債務の条項及び条件において、当該指数連動債務又はその構成要素が名目元本額を下回ることがある旨の定めがない限り、当該指数連動債務又はその構成要素の調整後の名目元本額が当該名目元本額を下回ることとはしないものとする。
 - () ゼロクーポン債務の現在価値は、当該ゼロクーポン債務の名目元本額（又は、該当する場合、調整後の名目元本額）を、適用ある市場の日割計算方法を用いて、満期から基準日までの期間につき下記の割引率により割り引くことにより決定される。
 - (x) 当該ゼロクーポン債務が、過去に利息の発生について明示的に規定する債務証券の構成要素ではなかった場合、発行時点における当該ゼロクーポン債務の満期利回り。なお、当該ゼロクーポン債務が複数回発行されている場合は、当該シリーズの全てのゼロクーポン債務の発行価格の各発行回毎の名目元本額での加重平均値に係る満期利回り。
 - (y) 当該ゼロクーポン債務が、過去に利息の発生について明示的に規定する債務証券の構成要素であった場合、以下の（1）又は（2）のいずれか。
 - (1) 当該債務証券が他と区別できる場合には、当該債務証券の利率
 - (2) 当該債務証券が他と区別できない場合には、下記で特定される共和国の債務証券のうち、割り引かれるゼロクーポン債務と同じ満期日を有する全ての債務証券の全ての利率の債務証券毎の元金額での加重平均値。なお、同じ満期日を有する債務証券がない場合には、下記で特定される債務証券のうち、割り引かれるゼロクーポン債務の満期日にもっとも近い二つの満期日を有する全ての債務証券を使用して線形補間された利率。上記の目的のために使用される債務証券は、割り引かれるゼロクーポン債務が過去に指数連動債務の構成要素だった場合には、共和国の全ての指数連動債務とし、割り引かれるゼロクーポン債務が過去に指数連動債務の構成要素ではなかった場合には、指数連動債務及びゼロクーポン債務を除く共和国の全ての債務証券とする。また、いずれの場合も、割り引かれるゼロクーポン債務と同一の通貨建ての債務証券とする。

未償還の本債券:本債券の変更案のために必要な元金額を有する未償還の本債券の保有者が賛成する投票をしたか、又は、変更案に関して投票するために招集された本債権者集会において定足数が満たされたかを判断するにあたって、本債券が、当該変更案に係る基準日において次のいずれかに該当する場合には、本債券は未償還とはみなされず、変更案に賛成又は反対の投票を行うことはできず、また、定足数に含めることはできない。

- (a) 基準日より前に本債券が消却され、消却のために交付され、又は再発行のために留保されたが再発行されなかった場合
- (b) 基準日より前に本債券について、債券の要項に従って償還が要求され、又は満期等の理由により支払期限が到来し、かつ、共和国が当該本債券について、債券の要項に従って全ての支払を完了した場合
- (c) 本債券が、共和国、共和国の内部組織、省庁若しくは政府機関、又は、共和国若しくはその内部組織、省庁若しくは政府機関によって支配されている会社、信託その他の法主体によって保有されている場合（本債券が上記の会社、信託その他の法主体によって保有されている場合には、当該本債券の保有者が自主的に意思決定を行う権限を有しないときに限る。）。本（c）においては以下を適用する。

（ ） 本債券の保有者とは、変更案に賛成若しくは反対の投票を行う権限を法律上付与されている法主体、又は、かかる法律上の権限を付与されている法主体が変更案に賛成若しくは反対の投票を行うために他の法主体の同意若しくは指示が契約上直接的又は間接的に必要とされている場合の当該他の法主体をいう。

（ ） 会社、信託その他の法主体が、共和国又はその内部組織、省庁若しくは政府機関によって支配されている場合とは、共和国又はその内部組織、省庁若しくは政府機関が、議決権のある有価証券その他の持分権の保有により、又は、契約その他の方法により、直接又は間接に、当該法主体の経営を指揮し、又は、当該法主体の取締役会その他の取締役会に代わって若しくは取締役会に加えて類似の役割を果たす者の過半数を指名する権限を有する場合をいう。

（ ） 本債券の保有者が自主的に意思決定を行う権限を有する場合とは、適用ある法律又は規則等のもとで、本債権者が、共和国との関係で負うことのある直接的又は間接的な義務に拘束されることなく、以下に掲げるいずれかのとおり行動し、又は、義務を履行する場合をいう。

(A) 本債権者が、変更案に対してどのように投票するか共和国から指示（直接又は間接であるかを問わない。）を受けない場合

(B) 変更案に対してどのように投票するかを判断するにあたって、本債権者が、全ての利害関係者又は本債権者自身の利益のために、客観的かつ慎重な基準に従って行動することが求められている場合

(C) 本債権者が、他人の利益のために変更案に投票する受託者としての義務その他の類似の義務を負っている場合（かかる他人が本債券を保有していると仮定した場合に、かかる者による保有を理由として当該本債券が本項目によって未償還ではないとみなされる場合を除く。）

未償還の債務証券：あるシリーズの債務証券の複数シリーズ同時変更案のために必要な元金額を有する未償還の債務証券の保有者が賛成する投票をしたか、又は、複数シリーズ同時変更案に投票するために招集された当該シリーズの債務証券の債権者集会において定足数が満たされたかを判断するにあたって、当該シリーズ以外の影響を受ける債務証券は、未償還とはみなされず、当該シリーズの債務証券の適用のある条項及び条件に従って、複数シリーズ同時変更案に賛成若しくは反対の投票を行うことはできず、また、定足数に含めることはできない。

自主的に意思決定を行う権限を有する法主体：透明性を確保するため、共和国は、本債券の変更案の正式な公表の後速やかに（いかなる場合も、当該変更案に係る基準日の10日前までに）、「未償還の本債券」の項目(c)に関連して、以下に該当する会社、信託、又はその他の法主体のリストを公表する。

- (a) 共和国又はその内部組織、省庁若しくは政府機関によって支配されているもの
- (b) 共和国による調査に対して、その時点で1以上の本債券を保有していると報告したもの
- (c) 関連する本債券の保有に関して自主的に意思決定を行う権限を有しないもの

交換及び転換：承認された債券の要項の変更は、当該変更案に係る基準日よりも前に、本債権者に対して交換又は転換が通知されていた場合には、本債券と修正後の条項及び条件を有する新たな債務証券との間で強制的に交換又は転換を行う方法により実行することができる。承認された変更を実行するために行われる転換又は交換は、関連する本債券の全ての保有者に対して拘束力を有する。

(3) 計算代理人

任命及び任務：共和国は、ある変更案のために必要な未償還の本債券の元金額、又は、複数シリーズ同時変更の場合には、影響を受ける各シリーズの債務証券に係る未償還の債務証券の元金額が、変更案を承認するために必要な元金額を満たしているかどうかを計算する計算代理人（以下「計算代理人」という。）を任命する。複数シリーズ同時変更の場合には、本債券の変更案及び影響を受ける他のシリーズの債務証券の変更案についての計算代理人は、同一の者が任命される。

証明書：共和国は、変更案に投票するために招集された債権者集会の日又は書面決議のために共和国によって指定された日よりも前に、以下の事項を記載した証明書を計算代理人に対して交付し、かつ、かかる証明書を公表する。

- (a) 本債券における変更の場合には、「未償還の本債券」の項目のために、基準日において未償還の本債券の元金総額。複数シリーズ同時変更の場合には、「未償還の債務証券」の項目のために、基準日において未償還の影響を受けるその他の各シリーズの債務証券の元金総額
- (b) 本債券における変更の場合には、「未償還の本債券」の項目(c)に基づき基準日に未償還とはみなされない本債券の元金総額。複数シリーズ同時変更の場合には、「未償還の債務証券」の項目に基づき基準日に未償還とはみなされない、影響を受けるその他の各シリーズの債務証券の元金総額
- (c) 本債券における変更の場合には、上記(b)にいう本債券の保有者の特定。複数シリーズ同時変更の場合には、上記(b)にいう影響を受けるその他の各シリーズの債務証券の保有者の特定

上記の事項は、該当する場合、「複数通貨、指数連動債務及びゼロクーポン債務」の項目に基づいて決定される。

証明書に対する依拠：計算代理人は、共和国が交付した証明書に記載された情報に依拠することができ、下記の両方に該当する場合を除き、証明書に記載された情報は最終的なものであり、共和国と本債権者を拘束する。

- (a) 影響を受ける本債権者が、変更案への投票又は書面決議への署名前に、共和国に対し、証明書に関して証拠を付して異議を申し立てる書面を交付した場合
- (b) 当該書面による異議が採用されたと仮定すると、変更案に関する投票又は書面決議の結果に影響を及ぼす場合

証拠を付した書面による異議が適時に交付された場合でも、以下のいずれかに該当するときには、計算代理人が依拠した情報は最終的なものであり、共和国と本債権者を拘束する。

- (a) 後日異議が却下された場合
- (b) 異議を送付した本債権者が、変更案に係る投票又は書面決議の結果が公表されたときから15日以内に、管轄権のある裁判所において、当該異議に係る法的手続きを開始しない場合
- (c) 管轄権のある裁判所が、後日、当該異議の内容が立証されない、又は、異議が採用されたとしても変更案に関する投票若しくは書面決議の結果に影響を与えるものではないと判断した場合

公表：共和国は、変更案について判断するために招集される集会の後直ちに、又は当該変更案に関して書面決議に署名する日として共和国により設定される日の後直ちに、変更案に関して計算代理人によって行われる計算の結果を公表する手続きを取り行う。

(4) 債権者集会及び書面決議

総則：以下に定められる条項及び（以下に定められる条項と矛盾しない限度で）共和国が採用し公表する追加規則は、変更案に関して投票するために招集される本債権者集会と、変更案に関連して採用される書面決議に適用される。本項目において、共和国によって行われるべきとされる行為は、共和国の代理人によって、代わりに行うことができる。

債権者集会の招集：

- (a) 共和国はいつでも本債権者集会を招集することができる。
- (b) 本債券に関して債務不履行事由が発生しかつ継続しており、その時点で未償還の本債券の元金総額の10%以上の保有者が書面で債権者集会の招集を求めた場合には、共和国は、本債権者集会を招集する。

債権者集会の通知：本債権者集会の招集通知は、債権者集会の日の少なくとも21日前までに、また、債権者集会が延期された場合には、当該延期された会の日の少なくとも14日前までに、共和国によって公表される。かかる通知には、次の事項が記載され又は同封される。

- (a) 債権者集会の日時、場所
- (b) 議題、定足数、債権者集会で採択される変更文言
- (c) 債権者集会の基準日（開催日の5営業日前以内）、債権者集会に参加するために本債権者が呈示することが必要な書類
- (d) 本債権者に代わって行為する代理人を指名するために使用される文書の様式
- (e) 債権者集会を招集及び開催するために共和国が採用した追加規則、並びに、複数シリーズ同時変更により影響を受ける債務証券の一部（全部ではなく）のシリーズによって承認されればそれに基づいて当該変更が充足されたとみなされる条件がある場合には、当該条件
- (f) 債権者集会で投票の対象となる変更案に関して計算代理人として任命された者

疑義を避けるために付言すると、かかる会議は、電子的手段又はその時点において慣例となっているその他の手段によって実施することができるため、必ずしも二人以上の者が同時に同じ場所に物理的に出席する必要はない。会議の「会場」又は対面の会議を意味するその他の類似の用語への言及は、電子的手段又はその時点で慣例となっているその他の手段による会議を円滑に行うために必要な同等の用語を参照して解釈されるものとする。

議長：本債権者集会における議長の指名は、以下のいずれかの方法により行われる。

- (a) 共和国による指名
- (b) 共和国が議長を指名しなかった場合又は共和国が指名した者が債権者集会に出席しなかった場合には、当該債権者集会に出席した債権者の保有する未償還の本債券の元金総額の50%超による指名

定足数：共和国によって議長が指名されていない場合に議長を選出するときを除き、定足数を満たさない債権者集会では、何らの議決もなされない。本債権者が変更案について投票するための債権者集会における定足数は、次のとおりとする。

- (a) 重要事項の場合：未償還の本債券の元金総額の66 2/3%以上を保有する1人以上の債権者の出席
- (b) 非重要事項の場合：未償還の本債券の元金総額の50%以上を保有する1人以上の債権者の出席

延会：集会開催時刻から30分を経過しても定足数を充足しない場合、当該債権者集会は、14日以上42日以内の期間で議長が定める期間、延期することができる。延期された債権者集会の定足数は、以下に定める本債券の元本総額を保有する1人以上の債権者の出席とする。

- (a) 重要事項の変更案の場合：未償還の本債券の元金総額の66 2/3%以上
- (b) 非重要事項の変更案の場合：未償還の本債券の元金総額の25%以上

書面決議：本債券の必要多数の保有者又はその代理人によって署名された書面決議は、本条項に従って招集及び開催された本債権者集会における決議と同じように、あらゆる点で有効である。書面決議は、1人若しくは複数の本債権者又はその代理人により署名される同一の様式の1又は複数の書面によって行うことができる。

投票権：変更案に関する基準日において未償還の本債券の保有者及び変更案に関する基準日において未償還の本債券の保有者によって代理人として適法に指名された者はいずれも、本債権者集会において変更案に関して投票する権利を有し、変更案に関する書面決議に署名する権利を有する。

投票：各変更案は、適法に招集された債権者集会に出席した未償還の本債券の保有者の投票に、又は、債権者集会を開催する必要がない場合は書面決議の方法による未償還の本債券の保有者の決議に、それぞれ供される。債権者は、各変更案に対して、その保有する未償還の本債券の元金額に等しい数の投票を行うことができる。かかる投票に関しては、以下が適用される。

- (a) 当該変更が複数の通貨建ての債務証券に関する複数シリーズ同時変更である場合、当該各債務証券の元金額は「複数通貨、指数連動債務及びゼロクーポン債務」の項目(a)に従って決定される。
- (b) 当該変更が指数連動債務に関する複数シリーズ同時変更である場合、当該各指数連動債務の元金額は「複数通貨、指数連動債務及びゼロクーポン債務」の項目(b)に従って決定される。
- (c) 当該変更が過去に指数連動債務の構成要素ではなかったゼロクーポン債務に関する複数シリーズ同時変更である場合、当該各ゼロクーポン債務の元金額は「複数通貨、指数連動債務及びゼロクーポン債務」の項目(c)に従って決定される。
- (d) 当該変更が過去に指数連動債務の構成要素であったゼロクーポン債務に関する複数シリーズ同時変更である場合、当該各ゼロクーポン債務の元金額は「複数通貨、指数連動債務及びゼロクーポン債務」の項目(d)に従って決定される。

代理人：未償還の本債券の各保有者は、自らの名義において書面を作成し、当該書面を、本債権者集会又は書面決議のために指定された時間の48時間以上前に共和国に対して送付することにより、当該保有者に代わって、当該保有者が投票権を有する本債権者集会において行為し、又は、当該保有者が署名する権利を有する書面決議に署名する者(代理人)を指名することができる。債権者集会の開催通知に同封された様式以外の様式で行う代理人の指名は、有効な代理人の指名にはならない。

代理人の法的効果及びその取消し：前項に従って適法に指名された代理人は、「未償還の本債券」の項目に従って、また、当該指名が有効な間、当該指名に関連する本債券の保有者とみなされ(当該代理人を指名した者は本債券の保有者とはみなされない。)、代理人による投票は、当該代理人の指名の取消又は変更があった場合でも、当該代理人が投票する予定であった債権者集会の開始又は該当する場合、書面決議への署名のために指定された時刻の少なくとも48時間前までに、共和国が当該代理人の指名の取消又は変更の通知を受け又はその他の方法により知らされない限り、有効なものと扱われる。

拘束力：本条項に従って招集及び開催された債権者集会によって可決された決議及び必要多数の本債権者によって適法に署名された書面決議は、債権者集会への参加の如何、決議への賛成反対の如何、又は書面決議への署名の如何にかかわらず、全ての本債権者に対して拘束力を有する。

公表：共和国は、全ての適法に承認された決議と書面決議について、適切な期間内に公表を行う。

明白な誤り、技術的変更：債券の要項の別段の定めにかかわらず、共和国は、()明白な誤りの訂正、若しくは意味が不明確な部分の明確化のため、又は()かかる修正が形式的若しくは技術的な変更であり、本債権者の利益となる場合、債券の要項又は本債券の発行若しくは管理に係る契約を本債権者の同意を得ることなく修正することができる。

共和国は、行われた本債券の修正の詳細を、当該修正が法的効力を有するようになった日から10日以内に下記「11 公告の方法」に従って公表する。

(5) 通知

上記(1)乃至(4)に基づき債権者集会在招集される場合、共和国は、本債権者集会の開催に先立ち、財務代理人に対して本債権者集会の招集について通知するものとする。当該通知を受領した場合、財務代理人は業務規程等に従い必要な措置を講じる。

上記(1)乃至(4)に基づく本債権者集会の招集及び開催に関連して必要となる本債権者に対する通知は、下記「11 公告の方法」に基づく公告の方法により行われる。

本「8 債権者集会に関する事項(5)」に基づく手続に要する一切の費用は、共和国が負担するものとする。

9【課税上の取扱い】

(1) 税制変更による追加額の支払

本債券に関する元利金の共和国による一切の支払は、スロベニア共和国、その下部行政組織又はその若しくはその域内の課税権限を有する当局により課され、賦課され、徴収され、源泉徴収され又は査定される税金、賦課金、査定税額その他のあらゆる種類の公租公課(以下「公租公課」という。)を課されることなく、また源泉徴収又は控除がなされることなく行われるものとする。ただし、法律によりかかる源泉徴収又は控除が要求される場合は、この限りでない。

かかる場合、共和国は、かかる源泉徴収又は控除が要求されなければ本債権者が受領していたであろう金額が本債権者によって受領されることとなるための追加額(以下「追加額」という。)を支払う。ただし、以下について追加額は支払われない。

- (a) 単に本債券を保有している又は本債券についての元利金を受領しているというだけでなく、スロベニア共和国(又はその下部行政組織)との関連性を有していることを理由として、当該支払に関してかかる公租公課の対象となる者が又はその者のために受領した本債券に係る支払額。
- (b) スロベニア共和国又は関連課税当局に対して非居住者であることの申告又はその他の同様の免除の主張を行うことにより、当該源泉徴収又は控除の義務を負わず又は対象とならない者が、かかる申告又は主張を行うよう要求されたにもかかわらず、それを行わなかった場合に受領した、又はその者のために受領した本債券に係る支払額。
- (c) 下記「12 その他(1)」第1段落に定める状況において本債券の債券が発行される場合において、本債権者若しくは本債券の実質的所有者又は本債権者若しくは実質的所有者が本債券をその他の者を通じて保有する場合のその他の者が、支払のために本債券の債券(又は利札)を関連日(以下に定義する。)から30日を超えて(呈示が要求される場合に)呈示した場合(ただし、かかる30日の期間中のいずれかの日に、支払のために本債券の債券(又は利札)を呈示すれば本債権者若しくは実質的所有者又は当該その他の者が追加額を受領できたであろう場合は除く。)

本「第1 募集債券に関する基本事項」において「関連日」とは、(a)当該支払の最初の支払期日が到来した日、又は(b)当該支払が不当に留保又は拒絶された場合に、財務代理人が上記「5 元利金支払場所」に従って当該全額が支払われた旨を本債権者に通知した日のうちいずれか遅い日をいう(ただし、その後、支払について不履行がある場合はこの限りではない。)

本「第1 募集債券に関する基本事項」において本債券に係る元金又は利息には、本「9 課税上の取扱い」に基づき元金又は利息(場合による。)に関して支払われるべき追加額が含まれるものとみなす。

(2) 租税

以下は本債券に関するスロベニア共和国及び日本国における課税関係の取扱いにつき、それぞれ本書日付現在で適用あるスロベニア及び日本の税法及び実務に基づいて概略を述べたものにすぎない。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談すべきである。

スロベニア共和国の租税

以下は、本書に基づく本債券に関する全ての支払に関するスロベニア共和国の税務上の検討事項に関する要約である。かかる要約は、本書の日付現在有効なスロベニアの税法以外のいかなる法律も対象とするものではなく、また、当該日後に有効となる一切の法律の変更に服する。

以下の要約は、一般的な指針を示すものに過ぎず、税務上の助言を構成するものでもなく、本債権者はこれに依拠すべきではない。本債権者は、自らの事実及び状況に関連して、独立した税務上の助言を求めることが推奨される。

法人投資家

以下のいずれかの法人が受領する本債券の利息及び／又は本債券の売却若しくは処分により取得するキャピタルゲインは、当該課税上スロベニア共和国の居住者である法人、又は（場合により）課税上スロベニア共和国の居住者ではない法人のスロベニア共和国における恒久的施設の総合所得の一部として、スロベニア法人所得税（*davek od dohodkov pravnih oseb*）の対象となる。

（A）課税上スロベニア共和国の居住者である法人

（B）課税上スロベニア共和国の居住者ではない法人のスロベニア共和国における恒久的施設（*poslovna enota*）

課税上スロベニア共和国の居住者ではなく、かつスロベニア共和国に恒久的施設を有しない法人が受領する本債券の利息には、スロベニア法人所得税は課されない。

課税上の居住地にかかわらず、法人に対する本債券に基づく支払には源泉徴収税は課されない。

個人投資家

課税上スロベニア共和国の居住者である個人が受領する本債券の利息は通常、25%の税率でスロベニア個人所得税（*dohodnina*）の対象となる。かかる利息には源泉徴収税は課されず、その代わり、居住者は、各暦年の2月28日までに、前暦年に受領した利息について利息を申告する申告書を提出する義務を有する。かかる税金は、居住者が本債券から得た利息に対してスロベニア共和国が課す最終的な税金である。

課税上スロベニア共和国の居住者ではない個人は、本債券から生じる利息に対する共和国の税金を完全に免除される。

個人は、本債券の処分から生じるキャピタルゲインに対してスロベニア個人所得税を課されることはない。

上記の要約は、本債券の所有に関連する全ての税務上の結果を完全に分析することを意図したものではない。本債券を購入しようとする者は、特定の状況下において適用ある税金又は本債券の譲渡又は処分に適用される可能性のある一切の税金若しくは印紙税について、自らの税務顧問に相談すべきである。

日本国の租税

日本国の居住者及び内国法人

日本国の居住者及び内国法人が支払を受ける本債券の利息、償還差益（本債券の償還金額が本債券の取得価額を上回る場合の超過額）及び本債券の譲渡によって生ずる所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより原則として課税対象となる。

非居住者及び外国法人

日本国の非居住者及び外国法人が支払を受ける本債券の利息、償還差益（本債券の償還金額が本債券の取得価額を上回る場合の超過額）及び本債券の譲渡によって生ずる所得は、当該日本国の非居住者及び外国法人が日本国内に恒久的施設を有していない場合は、原則として日本国において課税対象とならない。日本国内に恒

久的施設を有する日本国の非居住者及び外国法人が支払を受ける本債券の利息、償還差益（本債券の償還金額が本債券の取得価額を上回る場合の超過額）及び本債券の譲渡によって生ずる所得は、かかる利息、償還差益及び所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者又は外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定され又は免除されることがある。

10【準拠法及び管轄裁判所】

（ ）共和国による本債券の発行に関する授權（これはスロベニア共和国の法律に準拠するものとする。）並びに（ ）上記「6 担保又は保証に関する事項（2）」に規定される担保権の設定、有効性及び強制執行力に関する事項を除き、本債券並びに本債券に基づき生じる本債権者を含む関係する全ての当事者の一切の権利及び義務は、全ての点について日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従って解釈されるものとする。

債券の要項に別段の定めのない限り、本債券に関する債務の履行地は日本国東京都とする。

本債券又は債券の要項に起因又は関連する一切の訴訟、訴えその他の手続又は紛争の解決（以下、「法的手続」と総称する。）は、東京地方裁判所に提起することができ、共和国は、当該裁判所の管轄権に服することを明示的、無条件かつ取消不能の形で合意する。共和国に対するかかる法的手続は、スロベニア共和国でかかる法的手続を審理する管轄権を有する裁判所においても提起することができる。

共和国は、法的手続に関して、当該法的手続において下される可能性のある命令及び判決を、あらゆる財産（その用途及び使用目的を問わない。）に対して実行、強制又は執行することを含む（ただしこれらに限定されない。）、当該法的手続に関連するあらゆる救済措置の付与又は手続の開始に一般的に同意する。

共和国がいずれかの法域において、共和国自体又は共和国の財産若しくは収入のために、訴訟、執行、差押え及びその他一切の司法手続からの免除（判決前その他における執行支援、及び主権免除その他を理由とするか否かを問わない。）を求めることができる場合で、かつ、当該免除（かかる免除が主張されているか否かは問わない。）がいずれかの法域において共和国自体又は共和国の財産若しくは収入に起因する場合に限り、共和国は、当該法域における法律が許容する最大限の範囲において、かかる免除を主張せず、また、かかる免除を取消不能の形で放棄することに合意する。上記にかかわらず、（i）1961年調印の「外交関係に関するウィーン条約」において定義される、現在若しくは将来の「使節団の公館」、（ii）1963年調印の「領事関係に関するウィーン条約」において定義される「領事機関の公館」又は（iii）共和国の防衛の目的に供される共和国の軍隊、防衛機関その他の公的機関が管理する軍事関連資産、権利及び財産については、免除が放棄されるものではない。

共和国は、本債券又は債券の要項に起因又は関連して日本国において提起されることのある一切の法的手続につき、共和国の権限ある送達代理人として、日本国東京都所在のスロベニア共和国の大使を指名し、送達を受けるべき場所として、スロベニア共和国大使館のその時々々の住所（現住所：〒107-0062 日本国東京都港区南青山7丁目14番12号）を指定する。また、共和国は、本債券のいずれかが未償還である限り、常に当該指名及び指定が完全な効力を有し、かつ、かかる効力を維持させるために必要な一切の行為（一切の書類及び証書の作成及び提出を含む。）をその時々においてなすことを約束する。上記のスロベニア共和国の大使がなんらかの理由によりかかる権限ある送達代理人としての職務を遂行することが不可能となった場合、共和国は、直ちに日本国東京都に所在する後任の権限ある送達代理人を指名し、かつ、当該指名が効力を有するために必要な一切の行為をなすことを約束する。共和国は、実務上可及的速やかに、財務代理人に対し、かかる後任の送達代理人を通知し、かつ、その旨を公告する。

本「10 準拠法及び管轄裁判所」の規定は、本債権者が適用ある法律により認められるその他の方法により送達を行う権利に影響を及ぼすものではない。

11【公告の方法】

本債券に関する本債権者に対する全ての公告は、東京都及び大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行うものとする。当該公告は、かかる刊行物の刊行日に行われたものとみなされ、もし異なる日に刊行される場合、最初の刊行日に行われたものとみなされる。各本債権者に直接通知することは要さない。債券の要項に基づき共和国が行う全ての公告は、共和国の請求に基づき、財務代理人が共和国に代わりこれを行う。

本「11 公告の方法」に基づく手続に要する一切の費用は、共和国が負担するものとする。

12【その他】

(1) 本債券の債券

本債券の債券（以下「本債券の債券」という。）は、本債券の債権者（以下「本債権者」という。）が本債券の債券の発行を要求することができる振替法に定められる例外的な場合を除き、発行されない。本債券の債券が発行される場合、発行される本債券の債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限り、また、本債権者は、本債券の債券の記名式への変更又は分割若しくは併合を要求することはできない。

本債券の債券が発行された場合、本債券の元利金の計算及び支払の方法、本債権者による本債券に基づく権利の行使及び本債券の譲渡、並びに本債券に関するその他一切の事項は、その時点で適用ある日本国の法律及び規則並びにその時点の日本国の一般的な市場慣行に従うものとする。かかる場合には、財務代理人が本債券についての支払代理人を務めるものとする。ただし、当該財務代理人が本債券についての支払代理人を務めることができない場合は、かかる事態に関連する事項はその時点で日本国において一般的な市場慣行に従うものとする。共和国は、実務上可能な限り、かつ遅滞なく、上記事項について本債権者に対し公告する。債券の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法律及び規則並びにその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法律及び規則並びに日本国の市場慣行が優先する。

本債券の債券の当初の発行に関する一切の合理的な範囲の費用は共和国の負担とする。

(2) 時効

本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(3) 債務不履行事由

スロベニア共和国における政府の決定、命令又は制定法を理由とするものであるか否かにかかわらず、本「12 その他(3)」の下記(a)及び(b)に定めるいずれかの事由（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）が発生し継続する場合、本債権者は、その選択により、財務代理人の本店において、共和国に対する書面による通知（当該通知には、振替機関又は口座管理機関が発行する関連する本債券の保有を証する証明書（以下「振替機関証明書」という。）を添付する。）を行うことにより、当該本債権者が保有するいずれの本債券も、直ちに期限の利益を喪失し、支払われるべき旨を宣言することができる。

(a) (不払い) 共和国が、本債券の元金又は利息の金額をその支払期日から30日以内に支払わない場合。

(b) (その他の義務の違反) 共和国が本債券（債券の要項を含む。）に基づく1つ以上のその他の義務の履行又は遵守を怠り、かかる不履行が解消不能であるか、又は解消可能であったとしても当該不履行の通知が本債権者から財務代理人の本店において共和国に対してなされた後45日以内に解消されない場合（かかる通知には、振替機関証明書を添付するものとする。）。

本債権者によるかかる宣言があった場合、財務代理人が共和国のために当該通知を受領するより前に共和国がかかる全ての債務不履行事由を治癒していない限り、他に何らの手続きを行うことなく、当該本債権者が保有する本債券は直ちに期限の利益を喪失し、本債券の金額に等しい価額で経過利息（もしあれば）と合わせて支払われるものとする。

いずれかの債務不履行事由が生じた場合、又は時の経過若しくは通知の付与若しくはその両方により債務不履行事由を構成することとなる事態が生じた場合、共和国は、財務代理人に対し直ちにその旨を通知したうえ、本債権者に対し、遅滞なくその旨を公告するものとする。

本債券について、本「12 その他(3)」に従い、かかる本債券の満期前に期限の利益が失われた場合、共和国は、遅滞なくその旨を公告するものとする。

本「12 その他(3)」に基づく手続に要する一切の費用は、共和国が負担するものとする。

(4) 追加発行

共和国は、本債権者の同意を得ることなく、日本法上要求される手続を経て、本債券と統合され、本債券と同一シリーズを構成する、全ての点(又は利息の初回支払を除く全ての点)で本債券と同一の条項及び条件を有する追加の債券を随時創設し発行することができる。ただし、当該統合がその時点における業務規程等によって認められ、かつ財務代理人によるその実施が実務上実行可能である場合に限る。

(5) 債券原簿

本債券の債券原簿は、財務代理人が共和国に代わりこれを作成のうえ管理し、その本店に備え置くものとする。

(6) 通貨の補償

本債券の元金若しくは利息又はその他本債券に基づいて支払われるべき金員の支払を命ずる判決又は命令がいずれかの裁判所でなされ、かかる判決又は命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決又は命令に関して本債権者がかかる通貨により受領した又は回収したいかなる金額も日本円で受領した又は回収した金額の範囲でのみ共和国を免責するものであり、また、関連する法律により認められる範囲に限り、共和国は本債権者に対し、()日本円による表示額がかかる判決若しくは命令(又はその一部)のために当該他の通貨に換算された(又は換算されたものとみなされた)日と()かかる判決若しくは命令(又はその一部)の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。上記の約束は、共和国の他の義務から独立した別個の債務であり、共和国に対する別個かつ独立の請求原因となり、本債権者がその時々を支払を猶予したか否かを問わず適用され、かつ、いかなる判決又は命令にもかかわらず完全かつ有効に存続するものである。

(7) 投資にあたり留意すべき事項

本債券への投資は様々なリスクを伴うが、以下は主要なリスクを簡潔に述べたものである。本債券への投資を検討するにあたっては、本債券の取得検討者自ら又は必要に応じて外部からの助言等に基づいてリスク要因を調査、検討又は精査すべきである。

本債券に投資しようとする投資家は、以下に記載するリスクが個別又は総合的に、共和国の本債券の元本返済能力及び/若しくは利息支払能力又は本債券に基づくその他の債務履行能力に重大な悪影響を及ぼす可能性があることを理解する必要がある。これらの要因の多くは、発生し得る、又は発生し得ない偶発事象であり、発行者はかかる偶発事象が発生する可能性について見解を述べる立場にない。現在は発行者の知るところとはなっていない、又は発行者が現在は重要でないとみなしている追加的なリスク及び不確実性も、共和国の経済及び本債券に基づく債務履行能力に重大な影響を及ぼす可能性がある。かかる場合、投資家は、本債券の全部又は一部の投資分につき、損失を被ることがある。

共和国に関するリスク

()共和国の経済は、国内外の経済状況(ユーロ圏の成長率の鈍化又は停滞、英国(以下「英国」という。)の欧州連合(以下「EU」という。)離脱に関する政治的及びマクロ経済的な多くのリスク、現在進行中のロシア・ウクライナ紛争、現在進行中の中東における紛争及び主要貿易国の将来の大不況の影

響又は一般的な「伝播」を含む。)に対して依然として脆弱な状態であり、これらは共和国の経済成長に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

共和国の経済状況は、国内外の経済の状況及び衝撃を与える事項(スロベニアの民間セクターの回復の遅れ、ユーロ圏の回復率の鈍化又は停滞、英国のEU離脱、現在進行中のロシア・ウクライナ紛争、現在進行中の中東における紛争及び主要貿易相手国の将来の大不況の影響を含む。)に対して依然として脆弱な状態である。スロベニアの経済は小規模であり、輸出志向が高く、EUのサプライチェーンに深く組み込まれている。スロベニア政府(以下「政府」という。)が主要なマクロ経済政策目標を達成するにあたっての課題である、EU資金の取得及び政府の投資活動に関連する手続上の障害は、国内総生産(GDP)の成長に影響を与える可能性がある。また、共和国の主要貿易国(特に、ドイツ、イタリア、オーストリア、クロアチア及びその他のEU加盟国(以下「EU加盟国」という。))の経済が著しい低成長となった場合、共和国の貿易収支に重大な悪影響を及ぼし、共和国の経済成長の見通しに悪影響を及ぼす可能性もある。

その他のEU諸国数か国の信用リスク、多額のソブリン債及び財政赤字に対する懸念は、近年では幾分か緩和されつつあるが、一若しくは複数の国若しくは金融機関の債務不履行又は信用格付の大幅な引下げ又はEU若しくはユーロ圏からの離脱(又はこれらがなされるおそれ)により、金融システム全般に深刻な影響が生じる可能性があり、予測困難な形で世界金融市場に悪影響を及ぼす可能性がある。ユーロ圏経済の回復の鈍化又は遅れにより、スロベニアは、自身及びその国内銀行の資金調達が困難になるという事態に陥る可能性がある。

特定のEU諸国の債務返済能力に対する市場の懸念に対する持続可能な解決のための取り組みがEU各国首脳らにより行われており、多くの債務国向けの救済措置(ベイルアウト)パッケージ及び再建合意が生まれた。2025年6月30日現在、ユーロ圏の金融安定化を支援する金融支援プログラムへの共和国のエクスポージャーは1,465.3百万ユーロであり、このうち157.7百万ユーロは二か国間でのギリシャ向けローンファシリティ契約関連のものである。

英国のEU離脱に関連して、EU及び英国は、2020年12月24日に、EU及び英国の将来的な協力体制を規定する貿易協力協定(以下「TCA」という。)に関して合意に至った旨を発表した。TCAは、2021年1月1日から適用され、英国は2020年12月30日に、EUは2021年4月28日に批准した。TCAはEU及び英国の将来的な協力体制を規定するものであるが、他の分野での協力の拡充及び縮小につながる可能性がある。TCAにより、対象商品の貿易関税及び割当に係るリスクは取り除かれるが、英国とEU若しくはEUの加盟国との間での貿易規制に係る合意(もしあれば)の成否によっては、共和国の商品及びサービスが、英国の規制要件強化の対象となり、共和国及び英国間の貿易に悪影響を及ぼす可能性があり、結果として、スロベニア経済に悪影響を及ぼす可能性がある。

英国のEU離脱並びにEU及び英国間における新たな関係性がスロベニア経済に与える長期的な影響はまだ十分に評価されておらず、現時点においては判断が難しい。

英国のEU離脱又は他のEU諸国の将来的なEU離脱及びこれによる長期的な不確実性により、マクロ経済(世界的な株価指数の更なる下落、外国為替の変動性の増大(特に、他の主要通貨に対するスターリング・ポンド及びユーロの更なる通貨安)及びEU又はスロベニア経済に関係する他の市場におけるGDPの減少を含むが、これらに限定されない。)が著しく悪化する可能性があり、当該事象が発生した場合には、スロベニア経済に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、これらの事象により、英国、ユーロ圏及び/又は米国が景気後退局面に入る可能性があり、当該事象が発生した場合には、世界金融市場の不安定化が更に進み、スロベニア経済に悪影響を及ぼし得るとの懸念も増大している。

また、上記に記載の不確実性により、一若しくは複数のEU加盟国において個別通貨が再導入される可能性、又はより極端な状況においては、経済通貨同盟(以下「EMU」という。)が完全に解体される可能性も依然として残っている。一若しくは複数のEU加盟国のEMUからの離脱又はEMUの解体は、共和国を含むEU経済及び世界経済に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、金融商品又はその他の契約上の債務がユーロから別の通貨へと通貨単位の切り下げがなされる可能性がある。

コロナウイルス感染症の発生による大幅な経済活動の縮小により、2020年のGDPは4.1%減を記録した。さらに、一般政府赤字の対GDP比はマイナス7.7%に拡大し、債務対GDP比は2020年に80.2%に達した。2021年及び2022年は、経済が成長回復し、財政は改善した。スロベニア共和国統計局(Statistični urad Republike Slovenije、以下「SORS」という。)の報告書によると、2021年及び2022年において、GDP成長率は8.4%及び2.7%をそれぞれ記録した。一般政府赤字の対GDP比は、2021年及び2022年において、それぞれマイナス4.6%及

びマイナス3.0%であった。一般政府債務の対GDP比は、2021年及び2022年において、それぞれ74.8%及び72.8%であった。

2023年8月、スロベニアは北部、西部及び中部地方の一部において豪雨による洪水に見舞われた。当該洪水では、数名の命が奪われ、家屋が倒壊し、道路やインフラが流され、企業に影響を及ぼした。2025年秋に作成された2026年度予算案（以下「予算案」という。）によると、2023年9月から2025年9月までの洪水復興対策は、GDPの1.8%（1.240十億ユーロ）を占めた。計画された対策には、水路と道路の再建、洪水による直接的な被害、洪水による損失に対する企業への支払、住宅の改修が含まれる。2025年において、洪水復興支出はGDPの0.6%と見積もられている。

SORSによると、2023年及び2024年のGDP成長率は、それぞれ2.4%及び1.7%であった。2023年及び2024年の一般政府赤字の対GDP比は、それぞれ2.6%及び0.9%であった。2023年及び2024年の一般政府債務は、対GDP比でそれぞれ68.3%及び66.6%であった。2025年10月からの予算案によると、2025年及び2026年の一般政府赤字の対GDP比は、それぞれマイナス2.4%及び2.8%に達すると予想されている。2025年及び2026年の一般政府債務は、対GDP比でそれぞれ66.0%及び64.7%になると予測されている。

マクロ経済分析開発研究所（*Statistični urad Republike Slovenije*、以下「IMAD」という。）は、2025年秋季予測において、2025年及び2026年のスロベニアのGDP成長率はそれぞれ0.8%及び2.1%になると予測している。

また、外需又は内需の軟化により成長が予算を下回った場合、政府は、経済成長に悪影響を及ぼし得る更なるコスト削減又は歳入増加策を実施する必要が生じる可能性がある。エネルギー価格の更なる高騰及び自然災害被害復興の追加費用次第では、政府借入れの更なる大幅な増額を要し、共和国の対外債務が更に増加する可能性がある。

2022年2月21日、ロシアはドネツク共和国（自称）とルハンスク共和国（自称）の独立を承認し、直後にウクライナに対する軍事作戦を開始した。ロシアのウクライナ侵攻は、国際貿易と経済活動に影響を及ぼす強い国際的反応を引き起こした。EU、米国及び世界の他の主要経済国の一部は、ロシアを金融的・経済的に孤立させるための広範な制裁を科すことにより対応した。しかし、経済制裁は、特にエネルギー・原材料価格の高騰やグローバル・バリューチェーンの混乱を通じて、ロシアだけでなく世界経済にも悪影響を及ぼしている。戦争は、特にEU諸国において地理的に近いことから、国際環境における不確実性を増大させる影響もある。

戦争前は、スロベニア経済のロシア及びウクライナへの直接的なエクスポージャーは比較的低かった。特に関係していたのは、化石燃料輸入への高い依存度と、スロベニアの製薬・化学産業のエクスポージャーであった。戦争開始以降、スロベニアの対ロシア貿易額は増加している。2022年のロシア向け商品輸出の増加は、主に医薬品（特に免疫学的製剤）の輸出の急増によるものであった。2022年末から2023年初頭にかけて、輸出の増加は中断したものの、金額ベースでは非常に高い水準を維持し、2023年5月には戦争開始前を大幅に上回る水準となった。

2024年において、スロベニアはロシアに対し1,170百万ユーロ相当の商品を輸出し、117百万ユーロ相当を輸入した（それぞれ2024年のスロベニアの総輸出額の1.9%、総輸入額の0.2%）。商品貿易総額は、2024年は1,287百万ユーロに達し、2023年以降徐々に増加している。輸出額は2024年において前年比5.5%増加し、うち医薬品輸出は20.3%増加した。しかし、ロシアからの輸入額は前年比38%減少した。これはロシアからの輸入が主に石油製品で構成されており、制裁が科されたためである。

スロベニアのウクライナ向け輸出は、戦争開始以降僅かに減少している一方、輸入は、主に農産物（トウモロコシ、小麦）の輸入増により顕著に増加している。2024年において、スロベニアはウクライナに対し252百万ユーロ相当の商品を輸出し、58百万ユーロ相当を輸入した（それぞれ2024年のスロベニアの総輸出額の0.4%、総輸入額の0.08%）。

地政学的緊張の高まりにより、防衛政策は主要な優先分野の一つとなった。EUレベルでは、欧州委員会が加盟国に対し、防衛支出を増やすために必要な場合には各国の例外条項を発動するよう促した。スロベニアは、今後の年度における国防支出の対GDP比の推移を、2025年は2%、2026年は2.2%、2027年は2.4%、2028年は2.6%、2029年は2.8%、2030年は3.0%で、その後2040年までこの水準を維持すると見込んでいる。

インフレ率は2024年に低下し、消費者物価の前年比上昇率は2025年9月には2.7%であった。将来、インフレ率が再び上昇し始めた場合、家計の購買力はさらに抑制され、新たな金融引締政策又は長引く高金利につながり、経済活動及び金融の安定化に悪影響が及ぶ可能性がある。

上記の要因が、スロベニア経済に悪影響を及ぼさないという保証はない。

() 共和国の信用格付は今後引き下げられる可能性がある。

特に、共和国のマクロ経済環境が大幅に悪化した場合、政策決定が予測困難になった場合、政府の債務動向が悪化した場合又は経済・金融ショックが発生した場合、各格付機関は共和国の格付を引き下げる可能性がある。共和国を含むソブリン債の格付が引き下げられた場合、又はユーロ圏の危機が継続した場合、デレバレッジ及び信用収縮のリスクが高まることになり、スロベニア経済に重大な悪影響を及ぼす可能性及び共和国に対する投資家の信頼又は将来的な国外の債券市場における共和国の資金調達能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

() スロベニアの銀行システムの一部は、更なる資本再編を要する可能性がある。

2013年及び2014年、主要銀行の資産の質の悪化により、スロベニアの銀行システムは、不良債権の譲渡及び資本再編を含む支援を要した。

銀行システムの全体的なポートフォリオは、不良債権による影響を受けており、その大部分は非金融法人セクター（特に、中小企業）に集中していた。2013年12月31日時点において、国有企業である銀行資産管理会社（*Družba za upravljanje terjatev bank, d.d.*、以下「BAMC」という。）に不良資産を移管した後、90日を超えて延滞している債権をもって測定される、スロベニアの銀行セクターにおける不良債権の割合は、銀行貸付残高全体の13.4%であった。以後、不良債権の割合は減少しており、2025年2月末時点は1.0%であった。

銀行救済（ベイルアウト）の範囲内で、国の資本再編に加え、株式の消却及び劣後債の償却がスロベニア銀行（中央銀行）（*Banka Slovenije*、以下「スロベニア銀行」という。）により実施された。その結果、当該消却対象株式を保有していた株主が、法律上の救済を求めた。管轄裁判所が、金融システムの安定性の確保のために銀行の株式の消却及び劣後債の償却が必要でなかった旨、又は金融商品の元の保有者が、該当金融機関が破産した場合に被ったであろう損失を上回る損失を当該消却により被った旨判断を下した場合、請求額は963,197,453.89ユーロになると見積もられ、共和国が請求者に支払わなければならない可能性がある。

2024年6月15日、銀行の適格負債の元保有者のための司法保護手続に関する法律（*ZPSVIKOB-1*）が新たに採択された。新法には、より効率的な司法保護制度を創設する規定が含まれている。新法は、特別措置が課されない場合に元保有者が適格証券の保有について代償を受け取ったか否か、またその程度について予備的に見解を述べることを可能としている。予備の見解において、元保有者の全員又は一部が、特別措置の効果により、当該特別措置が課されなかった場合に被ったであろう損害を上回る損害を被ったことが示された場合、共和国は、補償制度並びに支払のより詳細な方法及び手続を規則に基づいて定める。補償制度は、特定の銀行の適格負債の個別区分毎に、補償制度に基づく支払額が特別措置により各元保有者が被った損害の60%（利息額の60%を含む。）となるよう決定される。

特定の不良債権及び不良資産が、特定のスロベニアの銀行のバランスシートからBAMCに移管されたが、当該移管後においても、当該スロベニアの銀行の不良債権額が増加するリスクが残っており、これにより更なる銀行の資本再編が必要となる可能性がある。

大手国有銀行の資本再編は、金融危機以降、公債を急増させた主因である。欧州委員会の報告によると、一般政府債務の対GDP比は、2008年以降、3倍を超えた。当該局面においては、同様の圧力が再発した場合における共和国の金融ショック吸収力が低下し、財政的余地を狭めることになった。一般政府債務の対GDP比は2015年に82.6%とピークを迎えた。2024年12月31日時点においては66.6%となった。

共和国は、国債に関して、非居住者の市場需要に大きく依存していることから、銀行システムもまた、国際的な流動性リスク及び市況の影響を受け続けている。その結果、市場環境にストレスがかかり、銀行システムの資本再編ニーズが予想を遙かに上回った場合、政府は、外部の支援パッケージの所望を選択する可能性がある。加えて、共和国が、更なる資本再編を目的とした資金調達を行うために更なる債務を調達する能力が制約を受ける可能性もある。

() 共和国は、予定される、又は将来的な財政改革、政治改革及びその他の改革の実施に成功しない可能性があり、これにより自国経済に悪影響を及ぼす可能性がある。

現在進行中の、予定される財政改革、政治改革及びその他の改革は、現状行われている形で、又は予定スケジュールどおりに継続されない可能性があり、実施不可となる、又は後に取り消される可能性がある。

特に、共和国はEUの制定法に拘束されており、構造改革（財政再建、高齢化社会に鑑みた、年金赤字に持ち堪えることのできる長期的な年金制度改革、階層化された労働市場の合理化等）を推し進めることにコミットしている。年金改革は、年金・障害保険法（*Zakon o pokojninskem in invalidskem zavarovanju (ZPIZ-2)*、以下「年金法」という。）が実施され、2013年1月1日に発効した。2020年10月24日に改正が発効し、2021年1月1日から適用され、2022年3月19日に改正された後、2023年12月28日に最新の改正が発効した。しかしながら、将来的に更なる改革を要する可能性がある。

共和国は現在、高齢化社会のコストに対応し、財政の長期的な健全性を支える新たな年金改革を準備中である。2025年4月の第1週に、年金法改正案が公の議論に付された。新たな年金法の成立は、今後数ヶ月以内に予定されている。

民営化計画は2013年6月に国民議会の決定によって開始され、共和国が直接又は間接的に保有する15社の持分を売却するための基盤固めとなった。民営化計画は現在進行中であるが、共和国経済に悪影響を及ぼす可能性のある延期が生じている。

政府が予定される改革を実施できない場合、又は当該改革が所定の目的を達成できない場合、一般的な経済状況の悪化につながる可能性があり、又は共和国の金融債務の返済能力（本債券に基づく支払等）に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、当該改革の性質及び範囲ゆえに、改革による長期的なプラスの効果が達成される前に、成長、雇用及びその他の主要な経済変数への短期的なマイナスの影響が生じる可能性がある。

共和国はユーロ圏の一員であるため、金融政策決定能力は限られている。

ユーロ圏に加盟している20か国は、金融政策決定の権限を欧州中央銀行（以下「ECB」という。）に委譲している。ECBの権限には、ユーロ圏加盟国の金融政策を管理する権限及び、公開市場操作、限界貸出枠、準備金要件その他ECBの設立文書に従ってECBが利用できる政策手段を通じた、金融システムの流動性及び安定性の管理権限が含まれる。ECBは独立機関である。そのため、共和国にはECBによる政策決定に直接的な影響力はない。ECBはユーロ圏全体を視野に入れて金融政策を決定する。したがって、経済事象が共和国に限定されるものである場合、又はユーロ圏全体に影響を与えるものではない場合、ECBは、特段共和国に利益をもたらす、又は共和国における金融危機の影響を緩和させるために必要な措置を講じない可能性がある。独立した金融政策の不在は、経済状況の安定を図るために、更なる構造改革及び財政健全化措置を実施する必要性をもたらす可能性がある。このことにより、共和国の経済に重大な悪影響が及び、結果的に、共和国が未払債務を履行する能力に影響を及ぼす可能性がある。共和国が抱える負債が比較的高水準にあることから、ECBによる金融政策の引締めも、共和国の負債の持続可能性に悪影響を及ぼす可能性がある。

公的な経済データは、他の情報源によって作成されたデータと直接比較できない場合がある。

多くの政府省庁（スロベニア共和国財務省（*Ministrstvo za finance*）、スロベニア銀行、SORS、IMAD及びスロベニア証券市場庁（*Agencija za trg vrednostnih papirjev*）を含む。）が、共和国及びその経済に関する統計を作成しているものの、当該統計が、他の機関又は他の国において異なる方法を用いて編集された統計と比較可能であるという保証はない。また、非公式の、又は動向観察対象外の経済の存在は、統計情報の正確性及び信頼性に影響を及ぼす可能性がある。

本債券に関するリスク

金利変動リスク

日本国における金利水準の変動は、円建債券である本債券の価格の変動要因となる。一般に、金利水準が上昇（低下）した場合には、債券価格は下落（上昇）する。

法令、税制及び会計制度等の変更

本債券に関連する法令、税制及び会計制度等（日本国及びスロベニア共和国に関するものを含むが、これらに限定されない。）並びに裁判所及び関連当局によるそれらの解釈は、今後変更される可能性がある。かかる変更により、本債券の義務の履行、債券価格等に悪影響が生じるリスクが存在する。

（ ）集団行動条項に関するリスク

債券の要項には集団行動条項が含まれるため、本債権者の全員の同意なくして債券の要項が変更、放棄又は修正されることがある。

債券の要項には、「8 債権者集会に関する事項」に記載のとおり、一般に「集団行動」条項と呼ばれる期限の利益の喪失並びに債券の要項を含む債務証券の要項の修正、変更及び放棄に係る投票に関する条項が含まれている。これらの条項は、共和国及び定められている本債権者の多数の同意があれば、特定の事項を修正できることを認めるものであり、全ての本債権者（関連する債権者集会に出席及び投票せず、又は関連する書面決議に署名しなかった本債権者及び多数の本債権者に反対する形で投票した本債権者を含む。）を拘束するものである。なお、かかる変更は、本債券を、強制的に変更後の要項を含む新たな債務証券と交換又は当該債務証券に転換することによって実施されることもある。

本債券に含まれる集団行動条項は、2012年3月28日に欧州理事会の小委員会であるEUソブリン・デット・マーケット・グループ（EU Sovereign Debt Markets Group）によって合意され、公表された様式に従っている。2012年2月2日に署名された欧州安定メカニズムを設置する条約（以下「ESM条約」という。）の規定により、2013年1月1日以降にユーロ圏の政府が発行する満期が1年を超える全ての新規国債にこの標準化された条項を含むことが義務化された（以下「2012年ユーロ圏CAC」という。）。同条項は、本債券を含め、共和国が発行する債務証券の1つ又は複数のシリーズに対して「複数シリーズ同時変更」を行うことを認める（ただし、それらの債務証券にも複数シリーズ同時変更条項が含まれていることを条件とする。）。複数シリーズ同時変更の場合、共和国及び提案された変更により影響を受ける全てのシリーズ（関連する全てのシリーズを全体として見た場合）の債務証券の保有者の定められた基準を超える多数の同意により、特定の事項を変更することができ、かかる変更は、当該シリーズの全保有者を拘束する。ただし、影響を受ける債務証券の個別のシリーズの保有者の定められた基準（この基準は上記基準よりも低く定められている。）を超える多数の同意がある場合に限りかかる変更が認められる。（上記「8 債権者集会に関する事項」を参照のこと。）。複数シリーズ同時変更の場合、影響を受ける債務証券の個別のシリーズの保有者による一定の定められた基準を超える多数の同意があることが条件となるものの、本債券の他の所持人に加え、本債券以外の債務証券の所持人による投票によって本債権者の権利が影響を受ける可能性がある。また、債務不履行事由が発生しかつ継続していない限り本債権者の要求により債権者集会を招集することができないことや、債権者集会の開催場所が日本国外である可能性があることなど、日本で発行される一般的な債券と異なる債権者集会に関する手続きが規定されており、これらのことによっても本債権者の権利が影響を受ける可能性がある（詳細については上記「8 債権者集会に関する事項」を参照のこと。）。

2018年12月14日に開催されたユーロ圏首脳会合（ユーロ・サミット）において、ユーロ圏参加国の首脳は、2012年ユーロ圏CACを改正するとのコミットメントを確認した。2021年11月30日、経済金融委員会内の欧州安定メカニズム（以下「ESM」という。）加盟国は、ESM条約を改正する協定（以下「改正協定」という。）の発効後2か月目の初日に、個別のシリーズの保有者の段階での多数決を必要とせず、全てのシリーズを合わせた段階での多数決のみで特定の事項を修正できるとする一肢方式（single-limb）の集団行動条項（以下「2021年CAC」という。）を導入することに合意した。ユーロ圏の全参加国（共和国を含む。）は、改正協定の発効後、負債性金融商品の条項に2021年CACを段階的に導入することに合意している。本書の提出日現在、改正協定は発効していない。

したがって、改正協定の実施及びESM加盟国による2021年CACの採択に関する今後の展開によっては、共和国は将来、上記「8 債権者集会に関する事項」における集団行動条項とは異なる形式の集団行動条項を含む債務証券を発行する可能性がある。

また、債券の要項には、明白な誤りを訂正する場合又は形式的、軽微若しくは技術的な修正の場合若しくは本債権者の利益となる場合には、本債権者の同意を得ることなく本債券及び債券の要項を変更することができる旨の条項が含まれている。

このような債券の要項の変更は、本債権者の権利及び本債券の取引価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

()本ソーシャルボンドは、「ソーシャル」資産へのエクスポージャーを求める投資家にとって適切な投資対象とはならない可能性がある。

下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 - ソーシャルボンドに関する特別記載事項」に記載されるとおり、発行者は、本ソーシャルボンドの発行による正味調達資金相当額を、適格なソーシャル・プロジェクト（下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 - ソーシャルボンドに関する特別記載事項」に定義され、詳述される。）への資金調達及び/又は再調達に充当する意向である。本ソーシャルボンドに投資しようとする投資家は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 - ソーシャルボンドに関する特別記載事項」に記載される情報を考慮し、本ソーシャルボンドへの投資の目的上、当該情報の妥当性を、その必要と考えるその他の調査とともに、自ら判断しなければならない。

発行者又は共同幹事会社は、適格なソーシャル・プロジェクトへの資金の使用が、とりわけ発行者の本SBF（下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 - ソーシャルボンドに関する特別記載事項」に定義される。）の対象となる又はこれに関連するプロジェクト若しくは資金使途の環境又はサステナビリティへの直接的又は間接的な影響に関して、現在又は将来適用される法律若しくは規制により、又は投資家自身の定款その他管理規則若しくは投資ポートフォリオを構成する上での義務により、投資家又はその投資が準拠することを要求される投資基準又はガイドラインに関して、現在又は将来の投資家の期待又は要求の全部又は一部を満たすことを保証するものではない。

さらに、現在のところ、何をもち「ソーシャル」又はこれらに類する分類のなされたプロジェクトとみなすか、又は特定のプロジェクトが「ソーシャル」又はこれらに類する分類として定義されるために具体的にどのような特性が求められるのかについて、（法律上、規制上その他にかかわらず）明確な定義は存在せず、市場のコンセンサスも得られておらず、また仮に将来かかる定義が設定された場合にも、本ソーシャルボンドはかかる定義又は分類に当てはまらない可能性があることに留意する必要がある。

適格なソーシャル・プロジェクトが、かかる「ソーシャル」又はこれらに類する分類（持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する規則（EU）2020/852（いわゆるEUタクソノミ）又は2018年欧州連合（離脱）法（「EUWA」）により英国の国内法の一部を構成する規則（EU）2020/852を含む。）に関する投資家の期待又は要求を満たすとの保証はない。本ソーシャルボンドに投資しようとする投資家は、投資を決定する前に、発行者の本SBFに記載された要因及び本書に含まれる関連情報を考慮し、本ソーシャルボンドの購入に関して独立した財務顧問又はその他の専門アドバイザーに助言を求めるべきである。

共同主幹事会社はいずれも、()適格なソーシャル・プロジェクトの評価、()適格なソーシャル・プロジェクトが投資家の要求又は期待する「ソーシャル」又はこれらに類する分類がなされたプロジェクトに該当するか否かの検証、又は()本ソーシャルボンドに係る手取金の使途の継続的な監視について責任を負わない。

本ソーシャルボンドに関連して提供される第三者の意見書又は証明書（発行者の要請に基づくか否かを問わない。）（セカンド・パーティ・オピニオン（下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 - ソーシャルボンドに関する特別記載事項」に定義される。）を含む。）の一切の適合性又は信頼性について、いかなる表明又は保証も行われぬ。疑義を避けるために付言すると、かかる意見書又は証明書は、本書に組み込まれるものではなく、その一部を構成するものでもなく、また、そのようにみなされるべきものでもない。かかる意見書又は証明書は、発行者、共同主幹事会社又はその他一切の者による本ソーシャルボンドの購入、売却又は保有の推奨ではなく、そのようにみなされるべきでもなく、また、当該意見書又は証明書の発行日時点のものである。本書の提出日付現在、かかる意見書及び証明書の提供者は、特定の規制又はその他の制度若しくは監督に服していない。本ソーシャルボンドに投資しようとする投資家は、本ソーシャルボンドへの投資の目的上、当

該意見書又は証明書及び／若しくはそこに含まれる情報並びに／又は当該意見書又は証明書の提供者の妥当性を自ら判断しなければならない。

発行者は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 - ソーシャルボンドに関する特別記載事項」に記載されるとおり、本ソーシャルボンドの正味調達資金相当額を適格なソーシャル・プロジェクトに充当し、資金使途又は適格なソーシャル・プロジェクトについて報告する意向であるが、そのような契約上の義務を負うものではない。そのような適格なソーシャル・プロジェクトが、予期された方法で、かつ／若しくは一切のスケジュールに従って、又は実質的にそれらに沿って、利用可能又は実施可能となるという保証はなく、したがって、発行者がそのような適格なソーシャル・プロジェクトに資金をその意図する通りに使用できるという保証はない。また、適格なソーシャル・プロジェクトが期待通りに完了する保証はなく、当初期待又は予想された（環境上、社会上又はその他に係る）影響又は結果を達成するという保証もない。発行者が本ソーシャルボンドの資金を予定通りに配分しない、資金使途や適格なソーシャル・プロジェクトについて報告しない、第三者が本ソーシャルボンドに関連して意見書又は証明書を発行しない（又は撤回する）、本ソーシャルボンドが「ソーシャル」又はこれらに類する分類に関する投資家の期待又は要求を満たさない場合も、本債権者の発行者に対する請求が生じたり、本ソーシャルボンドの債務不履行事由を構成することはない。

本ソーシャルボンドが「ソーシャル」又はこれらに類する特性に関する投資家の期待又は要求を満たさない場合（「募集又は売出しに関する特別記載事項 - ソーシャルボンドに関する特別記載事項 - サステナビリティボンドの枠組み（2023年1月） - 調達資金の使途」に記載される通りに正味調達資金相当額が充当されない場合を含む。）、第三者により意見書又は証明書が提供されない場合若しくはこれが撤回された場合、又は発行者が資金使途や適格なソーシャル・プロジェクトの報告を予定通りに行わなかった場合、本ソーシャルボンドの価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、また、ソーシャル資産への投資をポートフォリオを構成する上での義務とする特定の投資家に影響を及ぼす可能性がある（かかる影響には、本ソーシャルボンドが投資家の投資基準又は投資義務に適合しない結果、本ソーシャルボンドを売却する必要が生じることが含まれる。）。

（8）米国における販売制限について

本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もない。本債券は、証券法に基づき登録されるか、同法が認める登録義務が免除される一定の場合を除き、米国内において、募集又は売付けされてはならない。上記において用いられる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ソーシャルボンドに関する特別記載事項

サステナビリティボンドの枠組み（2023年1月）

共和国は、サステナビリティボンドの発行を管理するために、このスロベニア・サステナビリティボンド・フレームワーク（以下「本SBF」という。）を策定した。本SBFは、共和国が環境又は社会に大きな影響を与える国家支出（以下「適格なグリーン・プロジェクト及び／又はソーシャル・プロジェクト」という。）に係る資金調達を行うことを可能にするものである。

本SBFは、国際資本市場協会（以下「ICMA」という。）のグリーンボンド原則2021⁽¹⁾、ソーシャルボンド原則2021⁽²⁾、サステナビリティボンド・ガイドライン2021⁽³⁾に従って作成された。共和国は、本SBFの起草にあたり、EUタクソノミ規則⁽⁴⁾（以下「EUタクソノミ」という。）の基準及びそれを補足する気候変動緩和及び適応に関する気候委任法⁽⁵⁾（以下「委任法」という。）を可能な限り考慮した。ICMAのサステナビリティボンド・ガイドラインに沿って、本SBFは4つの核となる要素（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選択のプロ

セス、調達資金の管理、報告)を通じて提示され、さらに2つの主要な勧告(フレームワークの公表と外部機関による審査)に従っている。

サステナブル・ファイナンス市場は継続的に発展しているため、共和国は、規制の進化と整合性を保ち、最良の市場慣行及び投資家の期待に沿うために、今後、サステナビリティボンド・フレームワークを更新する可能性がある。本SBFの更新は、現在の透明性、報告及び開示のレベルを維持又は改善し、同じ外部機関の審査基準に従うものとなる。

調達資金の使途

本SBFに基づき、共和国は3種類の債券を発行することができる。

- グリーンボンドは、債券の正味調達資金相当額が、適格なグリーン・プロジェクトのカテゴリーに該当する適格な支出の資金調達及び/又は再調達に限定して使用される。
- ソーシャルボンドは、債券の正味調達資金相当額が、適格なソーシャル・プロジェクトのカテゴリーに該当する適格な支出の資金調達及び/又は再調達に限定して使用される。
- サステナビリティボンドは、債券の正味調達資金相当額が、適格なグリーン・プロジェクト及びソーシャル・プロジェクトの両カテゴリーに該当する適格な支出の資金調達及び/又は再調達に限定して使用される。

これらの支出は、他のグリーン・ファイナンス又はソーシャル・ファイナンスに含まれる可能性があるため、「二重計上」のリスクがない場合のみ、当該支出が含まれることに留意されたい。共和国がグリーン・プロジェクト又はソーシャル・プロジェクトに共同出資する場合、適格支出には共和国が出資した金額のみが含まれることを保証する。さらに、(例えば、EU復興レジリエンス・ファシリティを通じて)専用資金を取得している中央政府予算支出は、適格支出から除外される。

適格なソーシャル・プロジェクト

「**適格なソーシャル・プロジェクト**」とは、以下のプロジェクトを指す。

- (a) 雇用、教育、創造性及び安全で活動的な尊厳ある生活を実現する機会を与えるための共和国のコミットメントを、直接的又は間接的であるかを問わず、全体的又は部分的に促進するもの。
- (b) 発行が行われる予算年度、発行の翌予算年度及び翌々予算年度の国家予算からの支出、補助金又は課税免除(又はその全部若しくは一部の組み合わせ)により、直接的又は間接的であるかを問わず、全体的又は部分的に賄われるもの(以下「国家予算による財政支援」という。)
- (c) 既存プロジェクトの資金の再調達の場合は、関連するサステナビリティボンドが発行された予算年度の前年に関連する国家予算による財政支援が行われたもの。
- (d) その他、本SBF上適格とされるもの。

本SBFの下、適格なソーシャル・プロジェクトに該当する可能性のあるプロジェクトのカテゴリー(以下「**適格なソーシャル・カテゴリー**」という。)に関連する全ての適格基準及び対象者は、下記「**適格なソーシャル・カテゴリー**」に記載されている。

除外基準

以下の活動を支援又は促進する支出は除外される。

- 発電と輸送のための化石燃料の燃焼
- 化石燃料輸送専用の鉄道インフラ
- 原子力発電
- 武器、タバコ、賭博、パーム油産業

プロジェクトの評価と選定のプロセス

プロジェクトの評価と選定のためのガバナンスとプロセス

プロジェクト評価と選定のプロセスでは、共和国のグリーン、ソーシャル又はサステナビリティボンドの正味調達資金相当額が、上記の「調達資金の使途」の項目に定める基準に従い、適格なグリーン・プロジェクト及び/又はソーシャル・プロジェクトに充当されることを保証する。

サステナビリティボンド・ワーキング・グループは、各サステナビリティボンド発行により調達された資金の適格なグリーン・プロジェクト及びソーシャル・プロジェクトへの充当や、「投資家への報告」の項目で言及されている投資家向け報告書の提供など、本SBFの完全な実施を監督するために政府によって設立された。サステナビリティボンド・ワーキング・グループは、以下の代表者で構成される。

- 財務省
- 環境・空間計画省
- インフラ省
- 農林食料省
- 経済開発・技術省
- 教育・スポーツ省
- 労働・家族・社会問題省
- 保健省
- 開発・結束政策局

サステナビリティボンド・ワーキング・グループは、他の政府機関や国家機関と協議を行い、以下を含む任務を遂行している。

- 上記「調達資金の使途」の項目に定める基準に基づき、サステナビリティボンドに組み入れる適格なグリーン・プロジェクト及びソーシャル・プロジェクトを評価・選定すること。
- 適格なグリーン・プロジェクト及びソーシャル・プロジェクトを監視し、支出延期、取消し、売却、又は不適格の場合には、それに代わる新たな適格なグリーン・プロジェクト又はソーシャル・プロジェクトを特定すること。
- 下記「投資家への報告」の項目で言及されている、適格なグリーン・プロジェクト及びソーシャル・プロジェクトへの資金の充当について詳述する資金充当年次報告書を承認すること。
- 下記「投資家への報告」の項目で言及されている、適格なグリーン・プロジェクト及びソーシャル・プロジェクトへの環境及び社会的影響を詳述するインパクト年次報告書を承認すること。

疑義を避けるために付言すると、グリーン・プロジェクト又はソーシャル・プロジェクトの各支出は、財務省の責任の下、標準的な国家予算編成プロセスの対象でもある。公的資源が最終的にプロジェクトに支出される前に、公的資金の関連部署/使用者は、それぞれ、各投資案件が、財政法⁽⁶⁾及びその付則である財政分野における投資文書の作成及び処理に関する統一的方法論に関する政令(以下「政令」という。)の下で要求される全ての関連評価プロセス及びバリュエーション・フォー・マネー・テストを満たしていることを保証する責任を負う。さらに、政令に基づき、見積額が一定の基準を超える全てのプロジェクト及び投資案件は、さらなる調査の対象となる可能性があり、その場合、最終契約が合意されるまでに政府が設置する省庁横断ワーキンググループの特定の承認が必要となる。

環境及びソーシャル・リスクの特定と緩和策

各省庁は、それぞれの特定された予算支出が、関連し適用される全ての国内及び国際的な環境及び社会基準及び規制と整合していること、また、適格なグリーン・プロジェクト及びソーシャル・プロジェクトを選定する際に、関連する全てのリスクが特定され管理されていることを保証する責任を有する。

本SBFの下で融資される全ての適格なグリーン・プロジェクト及びソーシャル・プロジェクトは、国際的に認知されたガイドライン、特に「ビジネスと人権に関する国連指導原則」及び「OECD多国籍企業行動指針」を遵守することが意図されている。スロベニア政府は、「ビジネスと人権に関する国別行動計画」を採択しており、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」の実施と、バリューチェーン全体を通じて、事業活動における人権尊重を確保するための活動を強化することを目的としている。

選定された支出の適格基準への適合性は、グリーンボンドの存続期間を通じて監視され、サステナビリティボンド・ワーキング・グループは少なくとも年に1回、適格基準に適合しなくなった支出を入れ替えるための具体的な措置を取る。

調達資金の管理

共和国は、財務省を通じて、発行された全てのサステナビリティボンドの調達資金の管理について責任を負う。また、共和国は、関連する政府機関及び国家機関からの情報提供を受け、下記「投資家への報告」で言及されている、投資家に提供される報告書の作成及び調整について責任を負う。

共和国は、サステナビリティボンドの調達資金を、発行予算年度後2予算年度以内に、最善の努力を尽くして充当する意向である。調達資金が適格なグリーン・プロジェクト及び/又はソーシャル・プロジェクトに割り当てられるまでの間、共和国は、サステナビリティボンドの未充当の調達資金相当額を一時的に国家予算勘定に保有する。支出が延期、取消し、売却又は不適格となった場合、当初その支出に充当された調達資金は、別の適格なグリーン・プロジェクト又はソーシャル・プロジェクトに再充当されるものとする。適格なグリーン・プロジェクト又はソーシャル・プロジェクトの入れ替えは、最善の努力を尽くして2年以内に行われる。国家予算口座の資金は、スロベニア中央銀行に維持されている単一財務省勘定に保管され、共和国のような主権国家に適した健全な流動性政策に従って管理される。

財務省の財務局及び予算局は、サステナビリティボンドの純調達資金相当額が全額適格なグリーン・プロジェクト及びソーシャル・プロジェクトの支出に充当されるまで、かかる充当とその追跡を監督する。グリーン・プロジェクト及び/又はソーシャル・プロジェクトの支出の追跡可能性は、公会計規則に基づいている。内部システムのMFERACは（会計要件に従って）、財務省が、機関（予算利用者）、機能（政策及びプログラム）及び経済（勘定）の区分に応じて、各プロジェクトを追跡することを可能にする。各プロジェクトについて、アプリケーションからは以下の項目が分かる。

- 当年度の政府予算におけるプロジェクトの予算額
- プリロード（締結済みの契約）
- 未払額と支払額
- 支払義務が発生するより詳細なプロジェクトの要素

サステナビリティボンドの元金及び利息は国家予算勘定から支払われ、適格なグリーン・プロジェクト及びソーシャル・プロジェクトの選定や業績を条件としない。したがって、サステナビリティボンドの投資家は、適格なグリーン・プロジェクト及び/又はソーシャル・プロジェクトに関してプロジェクト関連リスクを負うことはない。サステナビリティボンドは、相互に、また他のスロベニア国債と同順位である。

投資家への報告

共和国は、以下の報告書をサステナビリティボンドの投資家に提供する予定である（英語のみ。）。

1. **資金充当年次報告書**は、関連するサステナビリティボンドの純調達資金相当額が全て充当されるまで、毎年投資家に提供される。資金充当報告書は、適格なグリーン・プロジェクト及び/又はソーシャル・プロジェクトのポートフォリオに重大な変更があった場合にも発行される。また共和国は、実行可能かつ関連性がある場合には、適格なグリーン・プロジェクト及びソーシャル・プロジェクトに関連する重要な展開（ESGに関する議論や問題を含む。）についても報告する。資金充当報告書には以下が記載されることがある。
 - 適格プロジェクトに充当された総額
 - グリーン・プロジェクト及び/又はソーシャル・カテゴリーごとの充当総額
 - 未充当残高
 - 資金調達額と再調達額
2. **インパクト年次報告書**は、環境及び/又は社会への影響に関する関連データの入手可能性に応じて、債券の調達資金が全額充当されるまで、毎年投資家に提供される。潜在的なインパクト指標は、下記「インパクト指標」に記載されている。共和国は、かかる報告書を、最善の努力を尽くして、ICMAのハンドブック - インパクト報告について調和のとれた枠組み（2021年6月）⁽⁷⁾の勧告と整合させる意向である。

資金充当年次報告書及びインパクト年次報告書は、財務省のウェブサイト⁽⁸⁾を通じて投資家に提供される。

外部機関による審査

セカンド・パーティ・オピニオン

サステナビリティボンドの発行に先立ち、共和国は、セカンド・パーティ・オピニオン（以下「セカンド・パーティ・オピニオン」という。）という形で外部機関による審査を手配する。セカンド・パーティ・オピニオンは、投資家に対し、グリーン及びソーシャルボンド・プロジェクト・カテゴリーの環境的及び社会的便益、並びに本SBFと以下との整合性に関する独立した評価を提供する。

- ICMAグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則及びサステナビリティボンド・ガイドライン
- EUタクソノミ及びその気候委任法の技術的審査基準（該当する場合）。

本SBFに係るセカンド・パーティ・オピニオンは、2023年1月にモーニングスター・サステイナリティクスにより提供され、財務省のウェブサイト⁽⁹⁾で閲覧可能である。

外部機関による検証

共和国は、グリーン、ソーシャル及び/又はサステナビリティボンドの外部機関による審査に関して最高水準の遵守を目指している。そのため、サステナビリティボンドの調達資金が全て充当されるまで、外部審査者が資金充当及びインパクト年次報告書について毎年コンプライアンス審査を行い、サステナビリティボンドの純調達資金相当額が、本SBFに規定されている適格なグリーン・プロジェクト及び/又はソーシャル・プロジェクト基準の全ての重要な点を遵守して充当されたことを確認する。

審査結果は、財務省のウェブサイト⁽¹⁰⁾で公表される。

本SBFの修正

サステナビリティボンド・ワーキング・グループは、本SBFを随時見直し、その結果、本SBFが更新及び修正される可能性がある。そのように更新及び修正された本SBFは、本SBFに替えて財務省のウェブサイトで公表される。本SBFの更新は、現在の透明性、報告及び開示のレベルを維持又は改善するものであり、同じ外部審査基準に服する。

注：

- (1) ICMAのグリーンボンド原則（2021年6月）は<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Green-Bond-Principles-June-2021-140621.pdf>から入手可能である。
- (2) ICMAのソーシャルボンド原則（2021年6月）は<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Social-Bond-Principles-June-2021-140621.pdf>から入手可能である。
- (3) ICMAのサステナビリティボンド・ガイドライン（2021年6月）は<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Sustainability-Bond-Guidelines-June-2021-140621.pdf>から入手可能である。
- (4) 2020年6月18日付の欧州議会及び理事会規則（EU）第2020/852号は<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:32020R0852>から入手可能である。
- (5) 欧州議会及び理事会補足規則（EU）第2020/852号はhttps://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=PI_COM%3AC%282021%292800から入手可能である。
- (6) 財政法は、<https://pisrs.si/api/datoteke/Download?path=/Prevodi/EN-2023-01-2386-1999-01-3758-npb18.doc>から入手可能である。
- (7) ICMAハンドブック - インパクト報告について調和のとれた枠組み（2021年6月）は<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Handbook-Harmonised-Framework-for-Impact-Reporting-June-2021-100621.pdf>から入手可能である。
- (8) 財務省ウェブサイトは<https://www.gov.si/en/topics/investor-relations/>から閲覧可能である。
- (9) 同上。
- (10) 同上。

適格なソーシャル・カテゴリー

必要不可欠なサービスへのアクセス - 教育			
適格基準	対象者	目標	社会的利益
<p>全ての人に必要不可欠な教育インフラやサービスへのアクセスを提供する支出に対する融資（再融資）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ） 公的教育能力を拡大： <ul style="list-style-type: none"> - 幼児、初等、中等教育学校、科学施設の建設又は拡張 - 既存の教育インフラと設備の質の改善：適格支出には、初等・中等教育学校の改修が含まれる。 ） 全ての子どものための教育へのアクセスを強化： <ul style="list-style-type: none"> - 適格支出には、就学前教育プログラムの費用が含まれる。 - 社会的に不利な立場にある生徒の教育条件の改善（食事の無料提供又は一部補助） 	全人口	全ての人のために教育・科学インフラを拡大・改善	<p>社会教育の格差を縮小</p> <p>必要不可欠な教育サービスへの平等なアクセスを促進</p> <p>社会、特に若年層におけるにおける科学・イノベーションを推進</p>

必要不可欠なサービスへのアクセス - ヘルスケア			
適格基準	対象者	目標	社会的利益
<p>全ての人に必要不可欠なヘルスケアインフラやサービスへのアクセスを提供する支出に対する融資（再融資）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ） 医療能力を拡大：適格支出には、公衆衛生施設、総合施設、設備の建設や拡張が含まれる。 ） 既存のヘルスケア施設の質を改善：適格支出には、公衆衛生施設、センターの改修が含まれる。 ） ヘルスケアサービスの質を向上：適格支出には、大学院卒のヘルスケア従事者の増加が含まれる。 ） 疾病予防サービスの質を向上：適格支出には、関連する予防プログラムへの資金提供が含まれる。 ） COVID-19の予防・治療サービスを提供 	全人口	ヘルスケアインフラ、ヘルスケア・疾病予防サービスの質と範囲を拡大・改善	<p>社会的な健康の格差を縮小</p> <p>必要不可欠なヘルスケアサービスへの平等なアクセスを促進</p> <p>公衆衛生を改善</p>

必要不可欠なサービスへのアクセス - 社会的包摂			
適格基準	対象者	目標	社会的利益

<p>社会的排除のリスクにさらされているグループに必要不可欠なサービスへのアクセスを提供する支出に対する融資（再融資）：</p> <p>› 弱者に対して必要不可欠なインフラやサービスへのアクセスを提供⁽¹¹⁾：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 適格支出には、公的高齢者介護施設の建設、拡張、改修が含まれる。 - 障害者施設、対象グループの活動費、プロジェクトの人件費、その他のプログラム費用 	<p>以下を含む（これらに限定されない）弱者グループ：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 若年層 - 高齢者 - 障害者 - 低所得層 - 疎外された民族グループ - 社会的排除のリスクが高い者 	<p>弱者に対して必要不可欠なサービスへの安全かつ手頃なアクセスを提供</p>	<p>社会的排除と不平等を低減</p> <p>社会の結束と連帯を強化</p>
<p>自然災害の罹災者に必要不可欠なサービスやインフラへのアクセスを提供する支出に対する融資（再融資）：</p> <p>› 地方や国の建造物、文化遺産の建造物、水インフラを含む最も被害を受けたインフラを復旧</p>	<p>スロベニアの自然災害の罹災者</p>	<p>洪水や地滑りの影響を排除</p>	<p>地域間格差を縮小</p>

雇用創出、社会経済的向上とエンパワーメント			
適格基準	対象者	目標	社会的利益
<p>雇用創出、社会経済的向上とエンパワーメントを支援する支出への（再）資金調達：</p> <p>› 雇用創出と雇用維持の取り組み</p> <p>適格支出には、高齢者（50歳超）／若年者（29歳未満）／低学歴者⁽¹²⁾／長期失業者（1年超）及び活動していない者の雇用を支援する援助措置、職業移行研修制度などが含まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - ニート⁽¹³⁾ - 女性起業家 - 失業者⁽¹⁴⁾ 	<p>雇用創出を支援</p> <p>ニートを低減</p> <p>起業家精神を支援</p>	<p>持続可能な経済成長を促進</p>

注：

(11) 2014年6月17日付欧州委員会規則（EC）651/2014（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2014.187.01.0001.01.ENG）に基づき、労働市場規制法（ZUTD）において定義されている。

(12) 2011年国際標準教育分類によるISCED 3未満の教育レベル。

(13) ニート（就学・就労しておらず、職業訓練も受けていない若者（not in employment, education or training））の定義は、EUの定義と整合しており、<https://www.eurofound.europa.eu/en/topic/neets>にて確認することができる。

(14) 2014年6月17日付欧州委員会規則（EC）651/2014（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2014.187.01.0001.01.ENG）に従い、労働市場規制法（ZUTD）において定義されている。

インパクト指標

潜在的な社会的インパクト指標の例には、以下が含まれる。

ICMAのソーシャルボンド原則のカテゴリー	可能な / 指標となるインパクト指標の例
-----------------------	----------------------

必要不可欠なサービスへのアクセス - 教育	<ul style="list-style-type: none"> › 適格プロジェクトの恩恵を受けた教育インフラの数 › 定員 / 追加定員 (生徒数、平方メートル) › 食事補助を受けた生徒の割合 › 幼稚園入園補助金を受けた子どもの数
必要不可欠なサービスへのアクセス - ヘルスケア	<ul style="list-style-type: none"> › 建設 / 改良された及び / 又は適格プロジェクトの恩恵を受けた病院及びその他の医療施設の数 › 定員 / 追加定員 (ベッド数及び / 又は患者数) › 「待ち時間短縮」プログラムの恩恵を受けた患者数 › 調査、インターン / 専門家、公共入札及びプログラムの数
必要不可欠なサービスへのアクセス - 社会的包摂	<ul style="list-style-type: none"> › 適格プロジェクトの恩恵を受けた社会的包摂インフラの数 › プログラム参加者数 (異なる社会的包摂プログラム) › 支援を受けた自然災害被災住民数
雇用創出、社会経済的向上とエンパワーメント	<ul style="list-style-type: none"> › 適格な雇用創出・定着の取り組みの恩恵を受けた人の数 › 社会・連帯経済の受益者数 › 完了した研修プログラムの数と造成された研修施設の数

社会的インパクト指標が利用できない場合、スロベニアは、インパクト報告において、プロジェクトの説明やケーススタディなどの定性的な報告を行うことがある。

第2【売出債券に関する基本事項】

該当事項なし

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

本債券の正味調達資金相当額は、本SBFに基づき、適格なソーシャル・プロジェクト・カテゴリーに該当する適格な支出の資金調達及び / 又は再調達に限定して使用される。

第4【法律意見】

本債券の募集に係る訂正発行登録書及び発行登録追補書類の関東財務局長に対する提出に係る授権及び適法性に関する法律意見書は、かかる発行登録追補書類とともに提出され、当該意見書の内容はかかる発行登録追補書類に記載される予定である。

第5【その他の記載事項】

発行登録目論見書の表紙に発行者の名称及び国章、本債券の名称並びに共同主幹事会社の名称を記載する。
本債券の名称は、以下のものを使用する予定である。

「第3回スロベニア共和国円貨債券(2025)(ソーシャルボンド)」

発行登録目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。

「本債券については、債券の管理会社は設置されておりません。このため、発行者が本債券に基づく義務を履行しないなど一定の場合には、本債券の元利金の支払を受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、各々の本債券の債権者（以下「本債権者」といいます。）が必要に応じて自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行うものとし、また、本債権者に対していかなる義務も負わず、また、本債権者との間で代理又は信託関係を有するものではありません。

本書に記載するとおり、本債券の要項には、一般に「集団行動」条項と呼ばれる債権者集会に関する条項が規定されており、日本国で一般に発行される債券とは異なる債権者集会に関する手続きが規定されています。

集団行動条項は、ユーロ圏の政府が発行する満期が1年を超える全ての新規国債に適用されることが義務付けられており、本債券もその対象となります。

集団行動条項における債権者集会の手続きでは、発行者が発行する複数の債務証券の要項を合わせて変更することが認められており、そのような場合、本債券の他の所持人に加え、本債券以外の債務証券の所持人による投票によって、本債券者の権利が影響を受ける可能性があります。また、債務不履行事由が発生し、かつ継続していない限り本債券者の要求により債権者集会を招集することができず、さらに、債権者集会の開催場所が日本国外である可能性があります。

詳細については、「第一部 証券情報 - 第1 募集債券に関する基本事項 - 8 債権者集会に関する事項」及び「第一部 証券情報 - 第1 募集債券に関する基本事項 - 12 その他 - (7) 投資にあたり留意すべき事項 - 本債券に関するリスク - () 集団行動条項に関するリスク」を参照ください。」

< 上記本債券以外の債券に関する情報 >

第二部【参照情報】

以下の訂正が「第二部 参照情報」においてなされる。訂正箇所は下線で示されている。

(訂正前)

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

2025年6月30日関東財務局長に提出

会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

会計年度 (自 2026年1月1日 至 2026年12月31日)

2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定

(中略)

7【訂正報告書】

該当なし

(後略)

(訂正後)

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

2025年6月30日関東財務局長に提出

会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

会計年度（自 2026年1月1日 至 2026年12月31日）

2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定

（中略）

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1記載の有価証券報告書の訂正報告書）を2025年11月5日に関東財務局長に提出

（後略）